# 第2章 基本方針・具体的な施策

#### ○基本方針について

基本理念を実現するため、次の5つの基本方針により取り組みます。

I. みどりと共生するまち

自然環境保全や防災減災等の機能を有するみどりに関する方針

Ⅱ. みどりで選ばれるまち

活力やにぎわい、経済効果等をもたらす機能を有するみどりに関する方針

Ⅲ. みどりを誇りとするまち

歴史文化や景観形成等の機能を有するみどりに関する方針

Ⅳ. みどりとともに人が育つまち

子育て・教育や健康増進,コミュニティ形成等に寄与する機能を有するみどりに関する方針 V. みどりを大切にするまち

維持管理や普及啓発等のみどりの取組みに関する方針

#### ○重点的な取組みについて

重点的な取組みは、前計画に引き続き百年の杜づくりプロジェクトを設定し、推進していきます。同プロジェクトでは、基本理念の実現に向けて、計画期間内に重点化する事業・取組みとして、5つある基本方針ごとに、2つのテーマ(重点の視点)を設け、視点に基づいた重要かつ緊急性の高い事業・取組みを選定します。

また、プロジェクトでは成果指標を設定の上、推進計画を作成して定期的な進行管理を行います。推進計画は計画期間を上半期(令和3年度から令和7年度の5年間)と下半期(令和8年度から令和12年度の5年間)に分けるとともに、上半期の満期である令和7年度には中間評価を実施することで、下半期に向けて見直しを行います。

#### 〇持続可能な開発目標(SDGs)について

施策ごとに達成に寄与する SDGs のゴール (目標) を示すアイコンを掲載しています。

## 1 基本方針

## 基本方針1 みどりと共生するまち

奥羽山脈から海岸まで広がる市域には、生物多様性が保たれている豊かなみどりがあり、 防災・減災や気候の安定、利水・治水、食糧供給など、私たちの暮らしに欠かせない様々な 恵み(生態系サービス)をもたらしてくれます。

この恵みを将来にわたって享受し、持続可能な都市として成長できるよう、市域に存在する多様な自然環境を守り育くみ、みどりと共生するまちを目指します。

## (1)施策体系

#### 施策の柱①みどりを生かした防災・減災を進める

みどりは、雨水の貯留・浸透、土砂災害の防止、津波の減衰・被害軽減、風雨・風雪の抑制、延焼防止による災害の防止・軽減やヒートアイランド現象の緩和による健康被害を抑制する機能を有しています。このように、わたしたち市民の命や財産を守るみどりを、「防災環境都市」仙台の誇る資産として保全・育成します。

さらに、地震や火災等の災害時に、公園等のオープンスペースは一時的な避難場所や野営場、災害ボランティアの活動拠点などの役割を果たし、街路樹植栽や住宅の生垣化は安全な避難路の確保に繋がります。

災害時の防災機能を向上させるみどりの 空間の創出に努めます。





図-〇〇:沿岸部の海岸林の再生活動

#### 施策①-1)

自然災害等を軽減するみどり の保全・育成

> 土砂災害を防止する森林や 津波被害を軽減する海岸林 等の保全・育成、市街地内の 雨水浸透・保水力の強化等 により、自然災害等から私 たちの生活やまちを守りま

- ・風致地区制度の運用
- ・特別緑地保全地区制度の運用
- ・特別緑地保全地区の管理計画の策定
- ・緑地保全地域制度活用の検討
- ・【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討
- ・保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用
- ・【見直継続】開発などにおける樹林地保全の検討
- ・【見直継続】樹林地カルテの作成





#### 施策①-2)

災害時の避難場所や避難路と なるみどりの充実

避難場所となる公園の整備や防災機能の強化を図るとともに、避難路の安全性を高め、減災力の強化を目指します





- ・土地利用調整制度の運用
- ・【見直継続】環境影響評価制度の運用
- 市有林造林育林事業
- · 民有林(私有林)振興事業
- 森林病害虫対策事業
- ・樹林地の評価と保全
- ・【見直継続】青下水源地の保全(青下の杜プロジェクト含む)
- ・農地の適正な保全
- ふるさとの杜再生プロジェクト
- ・【見直継続】屋敷林(居久根)の保全と活用
- ·海岸公園整備事業
- ・公園緑地における湿地や干潟の保全・再生
- ・河川改修事業(多自然川づくり)
- ・公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備
- ・道路整備等における透水性舗装や雨庭等の導入
- ・公共施設等における雨水浸透施設の整備
- ・【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用
- 街路樹植栽事業
- ・生垣づくり助成事業

- ・公園空白地の解消
- ・【見直継続】都市公園の防災対策・機能向上
- ・災害時の公園利用ルールづくり
- ・災害時の地域団体や企業との連携
- 街路樹植栽事業 (再掲)
- ・生垣づくり助成事業(再掲)

#### 施策の柱②みどりにより、健全な水循環を維持・増進する

市西部の丘陵の樹林地を中心に本市のみどりは、水源・地下水涵養、水質浄化の機能を有しています。樹林地の保全やみどりの適正な配置により、本市の健全な水循環を保ちます。



図-〇〇:奥山から太平洋まで巡る広瀬川の清流

## 施策②-1)\_

市街地等の浸透力・保水力の向上

雨水浸透施設の整備等により市街地の浸透力・保水力 を高め、水循環を高める地 下水等の涵養を図ります







## 施策②-2)

樹林地・農地の適正な保全

法や条例に基づく制度により樹林地や農地の保全に取組むとともに、民有林の保全を促進することで、水源の涵養や水質の保全を図ります









#### 事業・取組み

- ・公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備(再掲)
- 道路整備等における透水性舗装や雨庭等の導入(再掲)
- ・【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業
- ・【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)

- ・風致地区制度の運用(再掲)
- ・特別緑地保全地区制度の運用(再掲)
- ・【見直継続】市民緑地制度の活用
- ・特別緑地保全地区の管理計画の策定(再掲)
- ・緑地保全地域制度活用の検討(再掲)
- ・【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討(再掲)
- ・保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)
- ・【見直継続】開発などにおける樹林地保全の検討(再掲)
- ・【見直継続】樹林地カルテの作成(再掲)
- ・土地利用調整制度の運用(再掲)
- ・【見直継続】環境影響評価制度の運用(再掲)
- · 市有林造林育林事業 (再掲)
- · 民有林(私有林)振興事業(再掲))
- ・農地の適正な保全(再掲)
- ・【見直継続】青下水源地の保全(青下の杜プロジェクト含む)(再掲)

#### 施策②-3)

河川環境の保全

多自然型の河川及び沿川の 保全・改修等に取組むこと で、みどり豊かな河川環境 と水質の保全を図ります







#### 事業・取組み

- ・河川改修事業(多自然川づくり)(再掲)
- ・河川・水路沿いの樹林地の保全
- ・水質保全区域・環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)の運用

## 施策の柱③都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

多種多様な生物の生息地の保全・充実を 図り、自然の恵みを将来にわたり享受でき る自然と共生する社会を構築するため、公 園、緑地、樹林地の創出・保全、みどりのネ ットワークの形成に努めます。



図-〇〇:生物の重要な生育地であ る斉勝沼緑地

#### 施策③-1)

生物の生息地となる樹林地,公園・緑地等の保全・充実

法や条例に基づく制度によりまとまった樹林地の保全を図ることで、多種多様な生物の生息地を確保します









- ・風致地区制度の運用(再掲)
- ・特別緑地保全地区制度の運用(再掲)
- ・市民緑地制度の活用(再掲)
- ・特別緑地保全地区の管理計画の策定(再掲)
- ・緑地保全地域制度活用の検討(再掲)
- ·【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討(再掲)
- ・保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)
- ・農地の適正な保全(再掲)
- ・【見直継続】開発などにおける樹林地保全の検討(再掲)
- ・【見直継続】樹林地カルテの作成(再掲)
- ・土地利用調整制度の運用(再掲)
- ・【見直継続】環境影響評価制度の運用(再掲)
- 斉勝沼緑地整備事業
- ·【見直継続】与兵衛沼公園整備事業
- •【見直継続】(仮称) 岩切緑地整備事業
- 河川緑地整備事業
- 太白山自然観察の森の樹林地管理

- ・水の森公園の管理・利活用
- ・公園緑地における樹林地管理
- ・【見直継続】仙台市生物多様性地域戦略の推進

## 施策③-2)

郷土種を利用した緑化, エコロジカルネットワークの形成

郷土種を利用した緑化や河 川及び沿川の保全・改修等 に取組むことで、多種多様 な生物が生息しやすいエコ ロジカルネットワークの形 成を図ります









- ・緑化にあたっての郷土種の利用推進
- ・【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)
- ・【見直継続】仙台市生物多様性地域戦略の推進(再掲)
- 街路樹植栽事業(再掲)
- ・ 道路法面の緑化
- ・六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業
- ・河川改修事業(多自然川づくり)(再掲)
- ・河川・水路沿いの樹林地の保全(再掲)

#### 施策の柱4みどりを資源として循環させる

CO<sub>2</sub> の吸収, 資源供給といったみどりの機能を発揮し, 環境負荷の低い持続可能な都市を形成するため, みどり由来の資源循環を推進します。



図-〇〇: 庭木のリサイクルの取組み

出典:仙台市HP



図-〇〇:地域産材を活用した木造建築の事例(泉岳自然ふれあい館)

出典:教育局資料

#### 施策④-1)

みどりの有効活用,環境負荷の 小さい資材の活用

> 林業振興や地域産材の活用 を図るとともに、みどり由 来の資源のリサイクルやリ ユースに取組むことで、環 境負荷の低減を目指します











- · 民有林(私有林)振興事業(再掲)
- ・花と緑のおゆずり情報バンクの運営
- ・公園整備などにおける再生材の利用
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・建材としての地域産材の供給・使用促進する仕組みの検討

## (2) 重点的な取組み

#### ■みどりによる雨水対策の推進

本市は、雨に強いまちづくりを目指し、「排水能力の向上」、「流出の抑制」、「降雨時の対応」という3つの方策により、総合的な雨水対策に取り組んでいますが、地球温暖化を一因とする近年の気候変動は、下水道等の施設能力を超過する豪雨をもたらしていることから、令和2年7月には国土交通省から「流域治水」の考えが示されるなど、社会全体として総合的かつ多層的に水災害対策に取り組むことが求められています。

みどりが有する雨水の貯留・浸透機能を活用することで、河川流域における洪水や都市部における浸水被害の軽減に努めます。

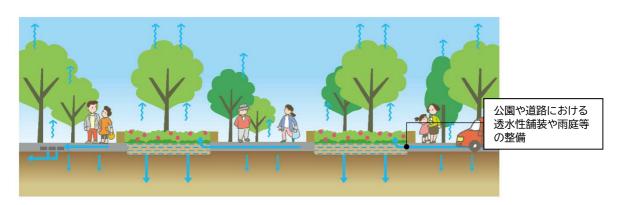


図-〇〇:取組みのイメージ



図-〇〇:流域治水の考え方

出典:【概要】気候変動を踏まえた水害対策のあり方について答申 (国土交通省,令和2年7月)

#### 【事業・取組み】

- ○風致地区制度(都市計画法),特別緑地保全地区(都市緑地法),保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)等の法令や条例に基づく緑地保全制度の運用
- ○市有林造林育林事業
- 〇民有林(私有林)振興事業
- ○法令に基づく各種制度等による農地の適正な保全
- ○【新規】公園や道路における透水性舗装や雨庭等の整備
- ○【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業(再掲)
- ○【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用

#### ■生態系を育むみどりの保全・創出

本市は市域の約8割がみどりに覆われ、それらのみどりは山から海まで広がり、森林や里地里山、市街地、河川や砂浜など様々な自然環境が繋がりを持っており、豊かな生物多様性を支えています。

これらのみどりについて、次世代へ継承していくために、法や条例に基づく制度を活用しながら引き続き保全を図るとともに、市街地における公園や街路樹の整備及び適正な維持管理を推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

また,東日本大震災時の津波による流出から再生を進めてきた海岸林については,植樹を中心とした第一期 10 年が完了することから,今後は除草や補植等の育樹に継続的に取組むことで再生を進めます。



図-〇〇:取組みのイメージ



図-〇〇:海岸林再生の計画期間

出典:「ふるさとの杜再生プロジェクト」リーフレットを引用(平成31年2月)

#### 【事業・取組み】

- ○風致地区制度(都市計画法),特別緑地保全地区(都市緑地法),保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)等の法令や条例に基づく緑地保全制度の運用(再掲)
- ○市有林造林育林事業 (再掲)
- ○民有林(私有林)振興事業(再掲)
- ○法令に基づく各種制度等による農地の適正な保全(再掲)
- ○公園緑地における樹林地管理
- ○ふるさとの杜再生プロジェクト
- ○郷土種による緑化の推進
- ○河川改修事業(多自然川づくり)
- ○仙台市生物多様性地域戦略の推進

#### 【成果指標】

- ◎雨水の流出抑制 (公園緑地等における浸透施設導入による1時間当たりの雨水流出の抑制量) 2030 (令和 12) 年までの 10 年間で 1,500 m³/hr を抑制
- ◎身近な生きものの認識度

現在より向上(基準値:令和元年度調査9種合計900%中505.3%)

## (3) 市民・市民活動団体・事業者に期待される役割

- ①みどりを生かした防災・減災を進める
- ・海岸林の育樹活動に参加します。
- ・避難所へ向かう沿道の民有地においては、生垣等を積極的に整備します。
- ・災害時に備え、公園等の身近なオープンスペースの状況について調べます。
- ・各地域において,災害時の公園利用のルールを定めます。
- ・災害時は、都市公園を活用した災害復旧・復興支援に協力します。
- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。

#### ②みどりにより、健全な水循環を維持・増進する

- ・樹林地や河川、農地、ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・土地所有者は、地域制緑地の指定に協力し、みどりの保全に努めます。
- ・森林所有者は、森林の適正な管理に努めます。
- ・開発事業者は、既存の樹林地を保全するなどの自然環境の保全に配慮します。
- ・天水桶などを導入し雨水をそのまま流さずに利用するよう努めます。
- ・過剰な地下水の汲み上げを避け、地下水の保全に努めます。

#### ③都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

- ・樹林地や河川、農地、ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・土地所有者は、地域制緑地の指定に協力し、みどりの保全に努めます。
- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。
- 開発事業者は、既存の樹林地を保全するなどの自然環境の保全に配慮します。
- ・家庭や事業所などで、郷土種の活用、多層緑化やビオトープづくりなどにより、多様な生物の生息・生育に配慮します。
- ・住宅地の庭では、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。

#### ④みどりを資源として循環させる

- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。
- ・不要になった庭木等は、市民同士でゆずりあうほか、木質チップとしての再資源化を図るな ど、有効活用を図ります。
- ・地域材の積極的な活用を推進します。

## 基本方針2 みどりで選ばれるまち

定禅寺通や青葉通のケヤキ並木は、四季折々に開催されるイベント会場のみならず、風格 ある都市景観や一休みしたくなる緑陰を形成するなど、多くの人にとって魅力ある空間を創 出する、本市の都市個性の一つです。

東京一極集中の是正,地方の活性化に伴うローカルな都市間競争に加え,グローバルな都市間競争も激化する今日においては,都市個性を伸ばしていくまちづくりが求められており,都心の街路樹をはじめとしたみどりの質の向上や量の更なる充足を図ることで,本市が働く場所,暮らす場所,楽しむ場所等として,みどりで多くの人から選ばれるまちを目指します。

## (1)施策体系

#### 施策の柱⑤みどりで人、企業を惹きつける

みどりが有する景観向上や癒しなどの機能は、就労、休息など、私たちの日常生活の質の向上に大きく貢献するものです。こうしたみどりの機能を活用し、本市で働きたくなる、暮らしたくなるような就労環境や住環境の創出に努めます。



図-〇〇:統一美が確保されている街路樹 (愛宕上杉通1号線のイチョウ)

#### 施策⑤-1)

都心部のシンボル並木の磨き 上げによる都市ブランド の向上





#### 施策⑤-2)

老朽化したビルの建替えなど を契機とした質の高い緑化空 間の創出







## 事業・取組み

- ・【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用
- ・【見直継続】緑化重点地区の運用
- 緑化重点地区内の街路樹充実事業

- ・【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)
- ・【新規】建築物等緑化認定制度の導入
- ・【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業(再掲)
- ・【新規】市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化 の実施
- ・【新規】グリーンビルディングの整備の促進
- ・【見直継続】定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討
- ・総合設計制度による公開空地の緑化推進

#### 施策の柱⑥みんながみどりを享受できるまちをつくる

みどりが有するレクリエーションやコミュニティ維持などの機能を生かし、市民も来訪者も集い、楽しみ、活動できるような、よりどころとなるみどりの空間の形成を図るとともに、その積極的な活用を推進します。



図-〇〇: 肴町公園の活用事例

#### 施策⑥-1)

あらゆる人々が集い,楽しみ, 活動できるような公園,緑地 の整備







## 事業・取組み

- ・都市公園の機能再編事業
- · 青葉山公園整備事業
- 西公園再整備事業
- 肴町公園整備事業
- ·【新規】勾当台公園再整備事業

#### 施策⑥-2)

人々の交流を促すみどりの空 間形成





- ・【新規】まち再生・まち育て活動支援事業
- ・【新規】ストック活用型都市再生推進事業
- ・【新規】まちなかウォーカブル推進事業
- ・【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催
- ・公園施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入
- 【見直継続】緑化重点地区の運用(再掲)
- ・緑化重点地区内の街路樹充実事業(再掲)
- ・公園を活用した東北の魅力発信事業
- ・【見直継続】広瀬川創生プラン取組事業の推進
- ・【見直継続】広瀬川における親水空間の創出
- ・PFI などの民間活力を導入した整備・管理手法の検討
- ・榴岡公園の民間事業者による新しい公園サービスの提供
- ・定禅寺通緑地魅力アップ事業
- ・荒井東1号公園の民間事業者による運営管理
- 青葉山公園整備事業(再掲)
- · 西公園再整備事業(再掲)
- 花の修景事業
- 【新規】都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進
- ・貞山運河の利活用事業
- ・【新規】杜の広場公園利活用事業(杜の広場にぎわいづくり協議会)
- ・豊かな自然を生かした体験型プログラムの創出

## (2) 重点的な取組み

## ■都心部の活力・にぎわいの創出

拠点となる公園整備や公園を活用したエリアマネジメントの推進,街路樹等のみどりがある空間の利活用を進め,都心部の活力やにぎわいを創出することで,新たなビジネスの機会創出を促します。



図-〇〇:取組みのイメージ

#### 【事業・取組み】

- ○青葉山公園整備事業
- ○西公園再整備事業
- ○肴町公園再整備事業
- ○【新規】勾当台公園再整備事業
- ○【新規】街路樹のある公共空間の活用

(まち再生・まち育て活動支援事業,ストック活用型都市再生推進事業,まちなかウォーカブル 推進事業)

- ○【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催
- ○定禅寺通緑地魅力アップ事業
- ○【新規】都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進

#### ■都心部の建築物等における質の高い緑化の創出

「せんだい都心再構築プロジェクト(令和元年7月始動)」や市役所本庁舎等,今後,都心部では老朽化した建築物の建て替えが公共,民間を問わず,活発になることが想定されています。

公共建築物ではモデルとなる緑化を行うとともに、民間建築物についても建築物緑化のガイドラインを作成・運用し、質の高い緑化を誘導します。また、事業者への支援につなげる緑化認定制度を導入し、優良な建築物緑化については積極的に周知を行います。これらにより、都市ブランドと建築物等の資産価値の向上を図ります。



図-〇〇:取組みのイメージ

#### 【事業・取組み】

- ○【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)
- ○【新規】市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化の実施
- ○【新規】建築物等緑化認定制度の導入
- ○【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業

## 【成果指標】

◎多様なパートナーとの連携

新たに民間活力を導入する公園施設数を2030(令和12)年までに4箇所

◎都心部のみどりの質の向上

仙台都心部緑化重点地区における緑被率の向上(基準値:令和元年度調査14.2%)及び平均緑視率の向上(基準値:平成26年度調査31.7%)

## (3) 市民・市民活動団体・事業者に期待される役割

- ① みどりで人、企業を惹きつける
- ・企業の社会的責任(CSR)として、地域のみどりづくりの活動に積極的に関わります。
- ・事業所の緑化により、就労環境の質を高め、社員の健康増進を図ります。
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区の土地・建築物所有者などは、景観 の向上に協力します。
- ・路上や敷地の外から見ることができるように高木を植栽するなど、接道部緑化や多層緑化などの質の高い緑化に配慮します。
- ・環境配慮や景観向上などのため、ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建築物緑化を推進します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。

#### ② みんながみどりを享受できるまちをつくる

- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・公園の管理運営への積極的な参加や利活用を行い、公園やエリアの魅力を高めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。
- ・みどりのまちづくりのリーダーとして市民がみどりとふれあう機会や活動する機会を創出します。
- ・みどりのイベント,地域における花壇づくり,身近な公園の整備・管理,樹林地の管理等の みどりの活動に積極的に参加します。

## 基本方針3┃ みどりを誇りとするまち

青葉山や広瀬川などの自然のみどり、社寺林や屋敷林などの文化的なみどり、市民の力で 守り育んできた市街地を囲むみどり、そして、今や杜の都の代名詞となった風格ある街路樹。 仙台には、このまちならではの誇るべきみどりがあります。

今後も、これらのみどりのより一層の整備や保全、活用に取り組むことで、仙台らしさに 磨きをかけ、市民がみどりを誇りとするまちを目指します。

## (1)施策体系

#### 施策の柱⑦杜の都にふさわしいみどりを充実させる

杜の都にふさわしい風格ある景観を形成するみどりを次世代に継承していくために、引き続きみどりの保全や維持管理に取組むとともに、公園や街路樹、民有地緑化等のみどりの創出に取組みます。



図-〇〇:市街地のみどりの回廊づくり(修正予定)

#### 施策⑦-1)

市街地を囲む緑地や丘陵部の保全







#### 施策(7)-2)

風格のある杜の都の景観づく り



#### 事業・取組み

- · 青葉山公園整備事業(再掲)
- · 大年寺山公園整備事業
- ・風致地区制度の運用(再掲)
- ・保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)
- ・【見直継続】広瀬川創生プラン取組事業の推進(再掲)
- ・【見直継続】広瀬川における親水空間の創出(再掲)

- ・風致地区制度の運用(再掲)
- ・特別緑地保全地区制度の運用(再掲)
- 市民緑地制度の活用(再掲)
- ・特別緑地保全地区の管理計画の策定(再掲)
- ・緑地保全地域制度活用の検討(再掲)
- ・【見直し継続】保全配慮地区制度活用の検討(再掲)
- ・保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)
- ・土地利用調整制度の運用(再掲)
- ・【見直継続】環境影響評価制度の運用(再掲)
- · 青葉山公園整備事業(再掲)
- ·大年寺山公園整備事業(再掲)
- ・【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)
- ・【新規】建築物等緑化認定制度の導入(再掲)
- ・【新規】市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化の実施(再掲)
- ・地区計画制度による緑化の推進
- ・【見直継続】緑地協定の運用
- ・花の修景事業(再掲)
- 街路樹植栽事業 (再掲)
- ・【見直継続】緑化重点地区の運用(再掲)
- ・緑化重点地区内の街路樹充実事業(再掲)
- ・【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用(再掲)
- ・計画的な街路樹更新の実施
- ・定禅寺通緑地魅力アップ事業(再掲)
- ・【見直継続】定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討(再掲)
- ・景観計画と連携した緑化・緑地保全
- ・景観計画による良好な景観形成
- ・【見直継続】広瀬川創生プラン取組事業の推進(再掲)
- ・【見直継続】広瀬川における親水空間の創出(再掲)

#### 施策の柱⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する

本市は藩政時代から、社寺林、屋敷林など、みどりと暮らしが一体となった歴史・文化が根付いていました。現在では、公園や街路樹等の公共の緑地空間における市民活動などが広がりをみせているように、時代にあわせ、みどりの歴史・文化を積み上げてきました。このような杜の都の歴史・文化と調和するみどりの保全及び充実を図るとともに、それらのみどりの活用を推進します。





図-〇〇: 青葉山公園 (仮称) 公園センターのイメージ

#### 施策⑧-1)

歴史・文化と調和するみどりの 創出・充実



#### 施策⑧-2)

歴史あるみどりの保全と活用



#### 事業・取組み

- · 青葉山公園整備事業(再掲)
- · 西公園再整備事業(再掲)
- · 大年寺山公園整備事業(再掲)
- ·【新規】勾当台公園再整備事業(再掲)
- ・(仮称) 米ケ袋一丁目公園 (魯迅記念広場) 整備事業
- •【見直継続】秋保大滝植物園維持管理事業
- · 郡山遺跡整備事業
- ・陸奥国分寺・国分寺尼寺跡整備事業
- •【新規】仙台城跡整備事業
- 花の修景事業
- ・杜の都の彫刻めぐり事業

- ・定禅寺通緑地魅力アップ事業(再掲)
- ・【見直継続】定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討(再掲)
- ・【見直継続】屋敷林(居久根)の保全と活用(再掲)
- ・【見直継続】社寺林の保全と活用
- ・四ツ谷用水再発見事業
- ・貞山運河の利活用事業(再掲)
- ・保存樹林の指定
- ・杜の都の名木・古木めぐり事業

## (2) 重点的な取組み

#### ■街路樹による風格ある景観づくり

杜の都と称される本市において、街路樹はみどり美しい風格ある都市の景観形成に大きく寄与しています。一方で植栽後、数十年が経過した樹木では、成長による大径木化や樹勢不良の発生で安全性が低下しているものも多く見受けられ、更新等の対応が求められています。この景観を将来へ引き継ぐために計画的な管理を推進するとともに、更なる景観の向上を目指して、緑化重点地区内の植栽の充実を図ります。



図-〇〇:取組みのイメージ

#### 【事業・取組み】

- ○緑化重点地区内の街路樹充実事業
- ○【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用
- ○【新規】計画的な街路樹更新の実施

#### ■仙台ならではのみどりの活用

本市の歴史的、文化的に貴重な資源である仙台城跡や貞山運河や名木・古木、居久根等を後世 に継承していくために保全するとともに、市民への普及啓発や観光の場等としての活用を進め、 誇りと愛着の醸成に努めます。



図-〇〇:取組みのイメージ

## 【事業・取組み】

- ○杜の都の彫刻めぐり事業
- ○四ツ谷用水再発見事業
- ○貞山運河の利活用事業
- ○杜の都の名木・古木めぐり事業
- ○屋敷林 (居久根) の保全と活用

## 【成果指標】

◎街路樹の再生(更新路線数)

2030 (令和12) 年までに10路線

◎仙台ならではのみどりを活用した年間のイベント開催数

10 回/年以上

(基準値(令和元年度実績): 杜の都の彫刻めぐり事業4回,四ツ谷用水再発見事業5回,杜の都の名木・古木めぐり事業1回 合計10回)

## (3) 市民・市民活動団体・事業者に期待される役割

- ① 杜の都にふさわしいみどりを充実させる
- ・樹林地や河川等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などにより普及啓発を積極的に行います。
- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区の土地・建築物所有者などは、景観 の向上に協力します。
- ・路上や敷地の外から見ることができるように高木を植栽するなど、接道部緑化や多層緑化などの質の高い緑化に配慮します。
- ・環境配慮や景観向上などのため、ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建築物緑化を推進します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。
- ・緑地協定や地区計画等の制度を積極的に活用して、まちぐるみの緑化に努めます。
- ・住宅地の庭では、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。
- ・花による修景や落ち葉清掃等を通して街路樹などの公共のみどりの管理に協力します。
- ② 歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、継承する
- ・所有者や周辺住民の協力により、名木・古木や屋敷林 (居久根)・社寺林などの歴史・文化的 景観の保全、維持に努めます。
- ・地域の歴史や文化を学び、地域の個性と魅力を形成する地域資源の活用に努めます。

## 基本方針4 みどりとともに人が育つまち

豊かなみどりとの触れ合いは、私たちの心と体を健康に保つとともに、人々が出会い、人 と人のつながりが生まれるコミュニティの場となります。また、みどり豊かな遊びや学びの 環境では、子ども達は自然や社会を学び、想像力や問題解決能力を養うことが期待できます。

暮らしに身近な公園や住宅地などのみどりを充実させ、それらを積極的に活用することで みどりとともに私たちも成長していくまちを目指します。

## (1)施策体系

#### 施策の柱9暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

子育てや健康づくり等の地域や市民のニーズを捉えた公園緑地等の整備を行うとともに,公共 施設や民間ビル,住宅地等において,みどりの多様な機能が発揮される緑化の充実を図ります。





図-〇〇:コミュニティガーデンの様子

#### 施策⑨-1)

地域の特色を踏まえた公園緑 地等の整備







- 公園利用実態調査
- ・都市公園の機能再編事業 (再掲)
- ・公園空白地の解消 (再掲)
- ・【見直継続】身近な公園整備・再整備事業
- 高砂中央公園整備事業
- · 八木山動物公園再整備事業
- · 西公園再整備事業(再掲)
- · 榴岡公園改修事業
- ·【新規】蒲生北部2号公園整備事業
- 評定河原公園再整備事業
- · 上杉公園再整備事業
- ・ 将監ふれあい公園再整備事業
- ・鶴ヶ谷中央公園再整備事業

- 七北田公園改修事業
- ・仙台スタジアム改修事業
- •【新規】交通公園等機能特化型公園整備事業
- ・【新規】水と親しむ公園づくり
- 土地区画整理地区の公園整備事業

#### 施策(9)-2)

住宅地や公共施設,民間施設等 におけるみどりの充実







#### 事業・取組み

- ・【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)
- ・【新規】建築物等緑化認定制度の導入(再掲)
- ・【新規】市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化 の実施(再掲)
- ・杜の都の環境をつくる条例による緑化の推進
- 緑化木植栽助成事業
- ・コミュニティガーデンづくり
- ・花の修景事業 (再掲)
- 街路樹植栽事業 (再掲)
- ・道路法面の緑化(再掲)
- ・総合設計制度による公開空地の緑化推進(再掲)
- 工場立地法による緑化推進
- ・地区計画制度による緑化の推進(再掲)
- 【見直継続】緑地協定の運用(再掲)
- ・生垣づくり助成事業(再掲)
- · 記念樹交付事業
- ・みどりのカーテンづくり

#### 施策の柱⑩みどりにより健やかな心身を育む

みどりは、ストレス軽減や健康増進の他、コミュニティ形成などの機能を有しています。 また、新型コロナウィルス感染症の流行下では、身近な公園で遊ぶ子どもやランニング等 の健康づくりに励む大人等、公園で過ごす人が増え、その重要性が再認識されました。

みどりを子育てや健康づくり、コミュニティ形成等の場に活用することで、子どもから 大人まで健やかな心身を育みます。

#### 施策⑩-1)

みどりによる子どもの遊び環

境・学び環境の充実







- ・泉ケ岳利活用
- ·環境教育·学習推進事業
- ・【見直継続】子どものみどりの活動体験事業
- ・太白山ふれあいの森事業
- ・公園緑地における湿地や干潟の保全・再生(再掲)

## 施策⑩-2)

みどりを介したコミュニティ の醸成







#### 施策⑩-3)

みどりを生かした健康づくり の推進





- ・子どもの遊び環境の充実
- ・【新規】プレーパークの拡充

#### 事業・取組み

- ・泉ケ岳利活用 (再掲)
- ・コミュニティガーデンづくり (再掲)
- ・緑の相談所の運営
- ・【新規】元気もり森まもり隊事業
- ・緑の活動団体の認定と支援
- 公園愛護協力会の支援
- 河川愛護会の支援

- ・泉ケ岳利活用 (再掲)
- ・【見直継続】公園緑地等を活用したウォーキング等の健康 づくりの推進
- ・【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業(再掲)

## (2) 重点的な取組み

## ■子どもの遊び・学び環境の充実

コロナ禍で再認識された子どもの遊びや子育て、環境教育の場としての重要性を鑑み、ハード・ ソフト両面から子どもの成長を支える公園緑地等の充実を図り、子どもが豊かな人間性や社会性 を身に付ける可能性を広げます。



図-〇〇:取組みのイメージ

#### 【事業・取組み】

- ○都市公園の機能再編事業
- ○【見直継続】身近な公園整備・再整備事業
- ○子どもの遊び環境の充実
- ○子どものみどりの活動体験事業
- ○【新規】プレーパークの拡充
- ○環境教育・学習推進事業

#### ■みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進

子どもからお年寄りまで,遊びや健康づくり等の場として活動できる公園緑地の充実を図り, みどりを活用したコミュニティ,地域づくりを推進します。



図-〇〇:取組みのイメージ

#### 【事業・取組み】

○公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくりの推進

- ○コミュニティガーデンづくり
- ○【新規】元気もり森まもり隊事業
- 〇みどりに関する各活動団体の支援(緑の活動団体,公園愛護協力会,河川愛護会)

#### 【成果指標】

- ◎身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合(みどりの市民意識調査) 住まいの近くの公園の役割に「子どもを遊ばせる場所」と回答した市民の割合の増加 (基準値:令和元年度調査 62.6%)
- ◎身近な公園の役割がコミュニティ形成の場所と回答する市民の割合(みどりの市民意識調査) 住まいの近くの公園の役割に「近所の人々と語り合うなど、地域コミュニティを育む場所」と 回答した市民の割合の増加

(基準値:令和元年度調査13.5%)

## (3) 市民・市民活動団体・事業者に期待される役割

- ① 暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などにより普及啓発を積極的に行います。
- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区の土地・建築物所有者などは、景観 の向上に協力します。
- ・路上や敷地の外から見ることができるように高木を植栽するなど、接道部緑化や多層緑化などの質の高い緑化に配慮します。
- ・環境配慮や景観向上などのため、ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建築物緑化を推進します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。
- ・緑地協定や地区計画等の制度を積極的に活用して、まちぐるみの緑化に努めます。
- ・住宅地の庭では、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。
- ・みどりのイベント,地域における花壇づくり,身近な公園の整備・管理,樹林地の管理等の みどりの活動に積極的に参加します。

#### ② みどりにより健やかな心身を育む

- ・地域のみどりについて学び、自分が住んでいる地域の活性化に生かします。
- ・公園での子どもの見守り活動,遊び・学びの場の運営に積極的に参加し,地域で子育てをサポートします。
- ・みどりのイベント,地域における花壇づくり,身近な公園の整備・管理,樹林地の管理等の みどりの活動に積極的に参加します。
- ・公園緑地等を活用して、ウォーキング等の健康づくりに積極的に取組みます。

## 基本方針5 みどりを大切にするまち

みどりが多様な機能を発揮し続けるためには、適切な維持管理を継続的に行っていく事が必要であり、そのためには日々の暮らしやまちづくりにみどりを取り入れ、積極的に手入れを行うなど、私たち一人ひとりが主体的にみどりに関わっていくことが重要です。そして、みどりの効果を実感し、情報を共有し、思いを一つにすることがその活動の基盤となります。仙台のみどりが、市民にとっては誇り、来訪者にとっては魅力となるよう、みどりの普及啓発、情報発信に取組み、市民が様々な形でみどりの管理に関わる、みどりを大切にするまちを目指します。

## (1)施策体系

#### 施策の柱⑪みどりの持続可能な管理体制を構築する

みどりが多様な機能を発揮し続けるため には、適切に維持管理していくことが重要 です。

公園緑地や街路樹等の計画的かつ効率的 な維持管理を進めるとともに,多様な主体 の多様な手法による参画やみどりに関する 人材育成に取組むことで,持続可能な管理 体制を構築します。





図-〇〇:太白山ふれあいの森事業 活動の様子

#### 施策⑪-1)

様々なみどりの施設マネジメ ントによる効率的な維持管理









## 施策⑪-2)

多様な主体・多様な手法による 参加の促進











#### 事業・取組み

- 【見直継続】公園施設の長寿命化
- ・【新規】維持管理業務の発注方法の見直し
- 都市公園の機能再編事業(再掲)
- 公園遊具の定期点検
- ・公園施設の安全パトロール
- ・都市公園台帳管理システムの保守点検・更新
- ・多様な寄附制度の創設
- ・公園マネジメント事業の推進体制の充実
- ・防犯にも配慮した公園施設や公園樹の適正な管理
- ・指定管理者制度などによる公園管理の充実
- ・西公園の官民連携による運営管理の推進
- ・東部沿岸地域の官民連携による緑地運営管理
- ・【新規】都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進 (再掲)
- ・【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用(再掲)
- ・計画的な街路樹更新の実施(再掲)
- ・街路樹マニュアルの改定・運用
- 街路樹健全度調査の実施
- ・緑の分布調査の実施
- ・緑視率調査の実施
- ・保存樹木の健全度調査の実施
- ·【新規】公園施設(法面)健全度調査
- •【新規】急傾斜緑地防災事業

- ・市民による「100万本の森づくり」事業
- ・ふるさとの杜再生プロジェクト (再掲)
- ・コミュニティガーデンづくり (再掲)
- ・市民参加による街路樹管理
- 市民参加による樹林地管理
- みんなの森づくり事業
- ・河川愛護会の支援(再掲)
- ・企業のみどりの社会的責任(CSR)活動との連携強化
- ・【新規】仙台おもてなし花壇 (スポンサー花壇)
- ・公園施設等へのネーミングライツの導入
- ・市民参加による公園管理運営
- ・(公財) 仙台市公園緑地協会との連携
- ・百年の杜づくり推進基金の充実
- ・みどりの計画づくりにおける市民参加の推進
- ・みどりの情報提供

- ・みどりの通信誌(百杜通信)の発行
- ・みどりの顕彰制度の運用
- ・【新規】元気もり森まもり隊事業(再掲)

#### 施策⑪-3)\_

みどりの団体やみどりの人材 の育成









## 事業・取組み

- ・緑の活動団体の認定と支援(再掲)
- ・市民参加による街路樹の管理(再掲)
- ・市民参加による樹林地の管理(再掲)
- ・公園愛護協力会の支援(再掲)
- ・河川愛護会の支援(再掲)
- ・【新規】剪定技術評価の仕組みづくり
- ・民間事業者主催の剪定講習会等の支援
- ・【新規】花と緑のアドバイザー養成
- ・森林アドバイザー養成講座
- ・職員研修の実施
- ・みどりの市民意識調査の実施
- ・みどりの計画づくりにおける市民参加の推進(再掲)

#### 施策の柱⑫悠久の百年の杜を発信する

市民のみどりへの関心を高めるとともに、本市のみどりの魅力を国内外の人々に知り、感じてもらうため、様々な媒体による広報活動やみどりのイベントにおける PR, みどりに係る各種認定制度や顕彰に取組みます。



図-〇〇:百年の杜づくりフォーラムの情報発信

#### 事業⑫一1)

みどりのイベント充実と開催 支援



#### 施策⑫-2)

杜の都のみどりの魅力発信



#### 事業・取組み

- ・市民による「100万本の森づくり」事業(再掲)
- ・コミュニティガーデンづくり (再掲)
- ・市民参加による街路樹管理(再掲)
- ・市民活動団体を支援する諸制度の充実(再掲)
- ・みんなの森づくり事業(再掲)
- ・ふるさとの杜再生プロジェクト (再掲)
- ・企業のみどりの社会的責任 (CSR) 活動との連携強化 (再 掲)
- ・市民参加による公園管理運営(再掲)
- ・(公財) 仙台市公園緑地協会との連携(再掲)

#### 事業・取組み

- ・【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催(再掲)
- 各種行事の開催

(新緑祭, 植木市, 百年の杜づくりフォーラム, ふるさと の杜再生プロジェクト, 広瀬川フォーラムなど)

- ・【新規】わがまち緑の名所 100 選の改訂
- ・みどりの情報提供(再掲)
- ・みどりの通信誌(百杜通信)の発行(再掲)
- ・花と緑のおゆずり情報バンクの運営(再掲)
- ホームページの運用
- ・都市公園ガイドブックの作成
- ・公園の施設情報の発信
- ・みどりの顕彰制度の運用(再掲)
- みどりのコンクール開催
- ・【新規】街路樹コンテスト(絵画・写真等)の実施
- ・【新規】街路樹マップの改定
- ・みどりによる防災意識の普及・啓発

#### (2) 重点的な取組み

#### ■施設マネジメントの推進

本市では、整備後30年以上が経過する公園が4割を占め、施設の老朽化が進行しており、また、 街路樹については経年による大径木化や樹勢不良が進んでいることなどから、様々なみどりの維持管理費の増大や安全性の低下が顕在化しています。このようなみどりについて、計画的な更新 や適正な維持管理を総合的に行うために施設マネジメントを推進します。

また,施設マネジメントの推進には,維持管理等に携わる職員や事業者等の経験や技術力の継承・向上も必要なことから,人材育成にも取組みます。

#### 【事業・取組み】

- ○公園施設の長寿命化
- ○【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用(再掲)
- ○民間事業者主催の剪定講習会等の支援

#### ■普及啓発の強化

本市のみどりを国内外に発信し、次世代へと継承していくことを目的として、全国都市緑化仙台フェアの開催に取り組みます。また、ふるさとの杜再生プロジェクトなどの各種イベントの継続開催により、みどりを楽しむ機会を増やしていくことに取り組んでいきます。

本市のみどりの中においても注目度の高い「わがまち緑の名所 100 選」の改訂による隠れたみどりのスポット等の発掘やSNS活用の拡充により情報発信の強化を図り、市内外に対して本市のみどりの普及啓発に努めます。

#### 【事業・取組み】

- ○【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催(再掲)
- ○各種行事(新緑祭,植木市,百年の杜づくりフォーラム,育樹会など)の開催
- ○わがまち緑の名所 100 選の改訂
- ○SNSの活用等情報発信の強化(みどりの通信誌の発行,街路樹マップ改定など)

#### 【成果指標】

- ◎公園施設総合改修計画に基づく公園施設改修件数2030(令和12)年までに延べ1,200公園
- ◎「ふるさとの杜再生プロジェクト」のイベント開催件数6回以上/年(基準値:令和元年度実績6回開催)

## (3) 市民・市民活動団体・事業者に期待される役割

- ① みどりの持続可能な管理体制を構築する
- ・海岸林の育樹活動に参加します。
- ・樹林地や河川、農地、ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・企業の社会的責任(CSR)として、地域のみどりづくりの活動に積極的に関わります。
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などにより普及啓発を積極的に行います。
- 様々な団体との交流を図り、みどりの活動の輪を広げます。
- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・身近な公園の管理運営に積極的に参加し、公園の魅力を高めます。
- ・遊具の点検や植樹管理パトロール等の公園の管理活動に参加します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・花による修景や落ち葉清掃等を通して街路樹などの公共のみどりの管理に協力します。
- ・緑化や緑地の保全に関わるみどりの活動を積極的に行います。
- ・みどりのまちづくりのリーダーとして市民がみどりとふれあう機会や活動する機会を創出します。
- ・みどりのイベント,地域における花壇づくり,身近な公園の整備・管理,樹林地の管理等の みどりの活動に積極的に参加します。
- ② 悠久の百年の杜づくりを発信する
- ・海岸林の育樹活動に参加します。
- ・公園づくりためのワークショップや公園づくりに積極的に参加します。
- ・みどりに関する調査・研究活動を実施し、成果を市民に伝えます。
- ・みどりのイベント、地域における花壇づくり、身近な公園の整備・管理、樹林地の管理等のみどりの活動に積極的に参加します。

# 2 各方針の事業・取組みの一覧

基本方針ごと事業・取組み及び担当部署の一覧を以下に示します。

╆ <del></del> ╇╇	フ・レンル	レサナナフ	++
基本方針1	みどり	と共生する	) まり

エー・ナフラント			
施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(1)みどりを生かし	1)自然災害等を軽	風致地区制度の運用	百年の杜推進課
	減するみどりの保全・	特別緑地保全地区制度の運用	百年の杜推進課
める	育成	特別緑地保全地区の管理計画の策定	百年の杜推進課
		緑地保全地域制度活用の検討	百年の杜推進課
		保全配慮地区制度活用の検討	百年の杜推進課
		保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用	百年の杜推進課
		開発などにおける樹林地保全の検討	百年の杜推進課
		樹林地カルテの作成	百年の杜推進課
		土地利用調整制度の運用	開発調整課
		環境影響評価制度の運用	環境共生課
		市有林造林育林事業	農林土木課
		民有林(私有林)振興事業	農林土木課
		森林病害虫対策事業	農林土木課
		樹林地の評価と保全	百年の杜推進課
		青下水源地の保全(青下の杜プロジェクト含む)	水道局営業課
		農地の適正な保全	農政企画課
		ふるさとの杜再生プロジェクト	百年の杜推進課
		屋敷林(居久根)の保全と活用	百年の杜推進課
		海岸公園整備事業	公園課
		公園緑地における湿地や干潟の保全・再生	公園課
		河川改修事業 (多自然川づくり)	河川課
		公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備	公園課
		道路整備等における透水性舗装や雨庭等の導入	道路計画課
		公共施設等における雨水浸透施設の整備	下水道計画課
2)災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実		建築物等緑化ガイドラインの運用	百年の杜推進課
		街路樹植栽事業	公園課
		生垣づくり助成事業	百年の杜推進課
	'	公園空白地の解消	公園課
	都市公園の防災対策・機能向上	公園課	
	災害時の公園利用ルールづくり	公園課	
		災害時の地域団体や企業との連携	公園課
		街路樹植栽事業 (再掲)	公園課
		生垣づり助成事業(再掲)	百年の杜推進課
(2)みどりにより,	1)市街地等の浸透	公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備(再掲)	公園課
健全な水循環を	力・保水力の向上	道路整備等における透水性舗装や雨庭等の導入(再掲)	道路計画課
維持・増進する		グリーンインフラ推進助成事業	百年の杜推進課
		建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)	百年の杜推進課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(2)みどりにより,	2)樹林地・農地の適	風致地区制度の運用 (再掲)	百年の杜推進課
健全な水循環を	正な保全	特別緑地保全地区制度の運用(再掲)	百年の杜推進課
維持・増進する		市民緑地制度の活用	百年の杜推進課
		特別緑地保全地区の管理計画の策定(再掲)	百年の杜推進課
		緑地保全地域制度活用の検討(再掲)	百年の杜推進課
		保全配慮地区制度活用の検討(再掲)	百年の杜推進課
		保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)	百年の杜推進課
		開発などにおける樹林地保全の検討(再掲)	百年の杜推進課
		樹林地カルテの作成(再掲)	百年の杜推進課
		土地利用調整制度の運用(再掲)	開発調整課
		環境影響評価制度の運用(再掲)	環境共生課
		市有林造林育林事業(再掲)	農林土木課
		民有林(私有林)振興事業(再掲))	農林土木課
		農地の適正な保全(再掲)	農政企画課
		青下水源地の保全(青下の杜プロジェクト含む)(再掲)	水道局営業課
	3)河川環境の保全	河川改修事業(多自然川づくり) (再掲)	河川課
		河川・水路沿いの樹林地の保全	河川課
		水質保全区域・環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)の運用	河川課
	1)生物の生息地とな	風致地区制度の運用 (再掲)	百年の杜推進課
	る樹林地, 公園・緑地等の保全・充実	特別緑地保全地区制度の運用(再掲)	百年の杜推進課
態系を育む		市民緑地制度の活用(再掲)	百年の杜推進課
		特別緑地保全地区の管理計画の策定(再掲)	百年の杜推進課
		緑地保全地域制度活用の検討(再掲)	百年の杜推進課
		保全配慮地区制度活用の検討 (再掲)	百年の杜推進課
		保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)	百年の杜推進課
		農地の適正な保全(再掲)	農政企画課
		開発などにおける樹林地保全の検討(再掲)	百年の杜推進課
		樹林地カルテの作成(再掲)	百年の杜推進課
		土地利用調整制度の運用(再掲)	開発調整課
		環境影響評価制度の運用 (再掲)	環境共生課
		斉勝沼緑地整備事業	公園課
		与兵衛沼公園整備事業	宮城野区公園課
		(仮称)岩切緑地整備事業	建設局公園課
		河川緑地整備事業	公園課
		太白山自然観察の森の樹林地管理	公園課
		水の森公園の管理・利活用	公園課
		公園緑地における樹林地管理	公園課
		仙台市生物多様性地域戦略の推進	環境共生課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
` '	2)郷土種を利用した 緑化,みどりのネット ワークの形成	緑化にあたっての郷土種の利用推進 建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲) 仙台市生物多様性地域戦略の推進(再掲) 街路樹植栽事業(再掲)	百年の杜推進課 百年の杜推進課 環境共生課 公園課
		道路法面の緑化 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業 河川改修事業(多自然川づり) (再掲) 河川・水路沿いの樹林地の保全(再掲)	道路計画課 河川課 河川課 河川課 河川課
(4)みどりを資源と して循環させる	1)みどりの有効活 用,環境負荷の小さ い資材の活用	民有林(私有林振興事業(再掲)) 花と緑のおゆずり情報バンクの運営 公園整備などにおける再生材の利用 木質バイオマスの利用促進 建材としての地位産材の供給・使用促進する仕組みの検討	農林土木課 百年の杜推進課 公園課 廃棄物企画課 公園課 農林土木課

## 基本方針2 みどりで選ばれるまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(5)みどりで人,企	1) 都心部のシンボル	街路樹の総合的な管理計画の作成・運用	公園課
業を惹きつける	並木の磨き上げによる	緑化重点地区の運用	百年の杜推進課
	都市ブランドの向上 	緑化重点地区内の街路樹充実事業	公園課
	2) 老朽化したビルの	建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)	百年の杜推進課
	建替えなどを契機とし	建築物等緑化認定制度の導入	百年の杜推進課
	た質の高い緑化空間 の創出	グリーンインフラ推進助成事業(再掲)	百年の杜推進課
		市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化の実施	本庁舎建替準備室
		グリーンビルディングの整備の促進	環境共生課
		定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討事業   総合設計制度による公開空地の緑化推進	百年の杜推進課
(6)みょかがみどり	│ │1) おらゆる ↓ ヵ が隹		建築指導課   公園課
を享受できるまち	い、楽しみ、活動でき	西公園再整備事業	公園課   公園課
をつくる	るような公園、緑地の	<b>一四ム圏中を伸手来</b> <b>有町公園整備事業</b>	五國球   青葉区公園課
	整備	有町	月来区五国际
	  2) 人々の交流を促	<sup> </sup>	ム圏球     都心まちづくり課
	すみどりの空間形成	ストック活用型都市再牛推進事業	都心まちづくり課
		大・ファルの主張のサーエを選手来   まちなかウォーカブル推進事業	都心まちづくり課
		全国都市緑化仙台フェアの開催	百年の杜推進課
		公園施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入	公園課
		緑化重点地区の運用(再掲)	
		緑化重点地区内の街路樹充実事業(再掲)	公園課
		公園を活用した東北の魅力発信事業	東北連携推進室
		広瀬川創生プラン取組事業の推進	河川課
		広瀬川における親水空間の創出	河川課
		  PFIなどの民間活力を導入した整備・管理手法の検討	公園課
		   榴岡公園の民間事業者による新しい公園サービスの提供	   公園課
		  定禅寺通緑地魅力アップ事業	  定禅寺通活性化室
		  荒井東1号公園の民間事業者による運営管理	 若林区公園課
		  青葉山公園整備事業(再掲)	公園課
		西公園再整備事業(再掲)	公園課
		花の修景事業	百年の杜推進課
		都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進	公園課
		貞山運河の利活用事業	公園課
		杜の広場公園利活用事業(杜の広場にぎわいづくり協議会)	太白区公園課
		豊かな自然を生かした体験型プログラムの創出	観光課

## 基本方針3 みどりを誇りとするまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(7)杜の都にふさ		青葉山公園整備事業(再掲)	公園課
わしいみどりを充	や丘陵部の保全	大年寺山公園整備事業	公園課
実させる		風致地区制度の運用(再掲)	百年の杜推進課
		保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)	百年の杜推進課
		広瀬川創生プラン取組事業の推進(再掲)	河川課
		広瀬川おける親水空間の創出(再掲)	河川課
	2)風格のある杜の都	風致地区制度の運用(再掲)	百年の杜推進課
	の景観づくり	特別緑地保全地区制度の運用 (再掲)	百年の杜推進課
		市民緑地制度の活用(再掲)	百年の杜推進課
		特別緑地保全地区の管理計画の策定(再掲)	百年の杜推進課
		緑地保全地域制度活用の検討(再掲)	百年の杜推進課
		保全配慮地区制度活用の検討(再掲)	百年の杜推進課
		保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)の運用(再掲)	百年の杜推進課
		土地利用調整制度の運用(再掲)	開発調整課
		環境影響評価制度の運用 (再掲)	環境共生課
		青葉山公園整備事業(再掲)	公園課
		大年寺山公園整備事業(再掲)	公園課
		建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)	百年の杜推進課
		建築物等緑化認定制度の導入(再掲)	百年の杜推進課
		市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化の実施(再掲)	本庁舎建替準備室
		地区計画制度による緑化の推進	都市計画課
		緑地協定の運用	百年の杜推進課
		花の修景事業	百年の杜推進課
		街路樹植栽事業(再掲) 	公園課
		緑化重点地区の運用(再掲)	百年の杜推進課
		緑化重点地区における街路樹充実事業(再掲)	公園課
		街路樹の総合的な管理計画の作成・運用(再掲)	公園課
		計画的な街路樹更新の実施	公園課
		定禅寺通緑地魅力アップ事業(再掲)	定禅寺通活性化室
		定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討事業(再掲)	百年の杜推進課
		景観計画と連携した緑化・緑地保全	百年の杜推進課
		景観計画による良好な景観形成	都市景観課
		広瀬川創生プラン取組事業の推進(再掲)	河川課
		広瀬川における親水空間の創出(再掲)	河川課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
香る杜の都のみど	1)歴史・文化と調和するみどりの創出・充実	青葉山公園整備事業(再掲) 西公園再整備事業(再掲) 大年寺山公園整備事業(再掲) 勾当台公園再整備事業(再掲) (仮称)米ケ袋一丁目公園(魯迅記念広場)整備事業 秋保大滝植物園維持管理事業 郡山遺跡整備事業 陸奥国分寺・国分尼寺跡整備事業 仙台城跡整備事業 花の修景事業(再掲)	公園課 公園課 公園課 公園課 公園課 公園課 文化財課 文化財課 文化財課 文化財課
	  2)歴史あるみどりの保  全と活用	杜の都の彫刻めぐり事業 定禅寺通緑地魅力アップ事業(再掲) 青葉通再整備事業(再掲) 屋敷林(居久根)の保全と活用(再掲) 社寺林の保全と活用 杜の都の彫刻めぐり事業 四ツ谷用水再発見事業 貞山運河の利活用事業(再掲) 保存樹林の指定 杜の都の名木・古木めぐり事業	百年の杜推進課 定禅寺通活性化室 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 環境共生課 公園課 百年の杜推進課 百年の杜推進課

# 基本方針4 みどりとともに人が育つまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(9)暮らしの質を	1)地域の特色を踏ま	公園利用実態調査	公園課
高める身近なみど	えた公園緑地等の整	都市公園の機能再編事業(再掲)	公園課
りを充実させる	備 	公園空白地の解消(再掲)	公園課
		身近な公園整備・再整備事業	公園課
		高砂中央公園整備事業	公園課
		八木山動物公園再整備事業	八木山動物公園管理課
		  西公園再整備事業(再掲)	公園課
		榴岡公園改修事業	宮城野区公園課
		蒲生北部 2 号公園整備事業	宮城野区公園課
		評定河原公園再整備事業	青葉区公園課
		  上杉公園再整備事業	青葉区公園課
		将監ふれあい公園再整備事業	泉区公園課
		鶴ヶ谷中央公園再整備事業	宮城野区公園課
		七北田公園改修事業	公園課
		仙台スタジアム改修事業	公園課
		交通公園等機能特化型公園整備事業	公園課
		水と親しむ公園づくり	公園課
		土地区画整理地区の公園整備事業	各区公園課
	2)住宅地や公共施	建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲)	百年の杜推進課
		建築物等緑化認定制度の導入(再掲)	百年の杜推進課
	けるみどりの充実	市役所等の大型公共建築物へのモデルとなる緑化の実施(再掲)	本庁舎建替準備室
		杜の都の環境をつくる条例による緑化の推進	百年の杜推進課
		緑化木植栽助成事業	百年の杜推進課
		コミュニティガーデンづくり	百年の杜推進課
		花の修景事業(再掲)	百年の杜推進課
		街路樹植栽事業(再掲)	公園課
		道路法面の緑化(再掲)	道路計画課
		総合設計制度による公開空地の緑化推進(再掲)	建築指導課
		工場立地法による緑化推進	企業立地課
		地区計画制度による緑化の推進(再掲)	都市計画課
		緑地協定の運用(再掲)	百年の杜推進課
		生垣づり助成事業(再掲)	百年の杜推進課
		記念樹交付事業	百年の杜推進課
		みどりのカーテンづくり	環境共生課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(10)みどりにより 健やかな心身を 育む	1)みどりによる子どもの 遊び環境・学び環境 の充実	環境教育・学習推進事業 子どものみどりの活動体験事業 太白山ふれあいの森事業 公園緑地における湿地や干潟の保全・再生(再掲)	泉区まちづくり推進課 環境共生課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 公園課
	2)みどりを介したコミュ  ニティの醸成	子どもの遊び環境の充実 プレーパークの拡充 泉ケ岳利活用(再掲) コミュニティガーデンづくり(再掲) 緑の相談所の運営 元気もり森まもり隊事業 緑の活動団体の認定と支援	公園課 公園課
	3)みどりを生かした健康づくりの推進	公園愛護協力会の支援 河川愛護会の支援 公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくりの推進 グリーンインフラ推進助成事業(再掲)	公園課 河川課 健康政策課 公園課 百年の杜推進課

# 基本方針5 みどりを大切にするまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(11)みどりの持続	1)様々なみどりの施	公園施設の長寿命化	公園課
可能な管理体制	設マネジメントによる	維持管理業務の発注方法の見直し	公園課
を構築する	効率的な維持管理	都市公園の機能再編事業(再掲)	公園課
		公園遊具の定期点検	公園課
		公園施設の安全パトロール	公園課
		都市公園台帳管理システムの保守点検・更新	公園課
		多様な寄附制度の創設	公園課
		公園マネジメント事業の推進体制の充実	公園課
		防犯にも配慮した公園施設や公園樹の適正な管理	公園課
		指定管理者制度などによる公園管理の充実	公園課
		西公園の官民連携による運営管理の推進	公園課
		東部沿岸地域の官民連携による緑地運営管理	百年の杜推進課
		都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進(再掲)	公園課
		街路樹の総合的な管理計画の作成・運用(再掲)	公園課
		計画的な街路樹更新の実施(再掲)	公園課
		街路樹マニュアルの改定・運用	公園課
		街路樹健全度調査の実施	公園課
		緑の分布調査の実施	百年の杜推進課
		緑視率調査の実施	百年の杜推進課
		保存樹木の健全度調査の実施	百年の杜推進課
		公園施設(法面)健全度調査	公園課
		急傾斜緑地防災事業	公園課
	· ·	市民による「100万本の森づくり」事業	百年の杜推進課
	な手法による参加の	ふるさとの杜再生プロジェクト(再掲)	百年の杜推進課
	促進 	コミュニティガーデンづくり(再掲)	百年の杜推進課
		市民参加による街路樹管理	公園課
		市民参加による樹林地管理	百年の杜推進課
		みんなの森づくり事業	農林土木課
		河川愛護会の支援 (再掲)	河川課
		企業のみどりの社会的責任(CSR)活動との連携強化	百年の杜推進課
		仙台おもてなし花壇(スポンサー花壇)	百年の杜推進課
		公園施設等へのネーミングライツの導入	公園課
		市民参加による公園管理運営	公園課
		(公財)仙台市公園緑地協会との連携	百年の杜推進課
		百年の杜づくり推進基金の充実	百年の杜推進課
		みどりの計画づくりにおける市民参加の推進	百年の杜推進課
		みどりの情報提供	百年の杜推進課
		みどりの通信誌(百杜通信)の発行	百年の杜推進課
		みどりの顕彰制度の運用	百年の杜推進課
		元気もり森まもり隊事業(再掲)	太白区公園課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
(11)みどりの持続	3)みどりの団体やみど	緑の活動団体の認定と支援(再掲)	百年の杜推進課
可能な管理体制	りの人材の育成	市民参加による街路樹の管理(再掲)	公園課
を構築する		市民参加による樹林地の管理(再掲)	百年の杜推進課
		公園愛護協力会の支援(再掲)	公園課
		河川愛護会の支援(再掲)	河川課
		剪定技術評価の仕組みづくり	公園課
		民間事業者主催の剪定講習会等の支援	公園課
		花と緑のアドバイザー養成	百年の杜推進課
		森林アドバイザー養成講座	農林土木課
		職員研修の実施	公園課
		みどりの市民意識調査の実施	百年の杜推進課
		みどりの計画づくりにおける市民参加の推進(再掲)	百年の杜推進課
(12)悠久の百年	1)みどりのイベント充	市民による「100万本の森づくり」事業(再掲)	百年の杜推進課
の杜を発信する	実と開催支援	コミュニティガーデンづくり(再掲)	百年の杜推進課
		市民参加による街路樹管理	公園課
		市民活動団体を支援する諸制度の充実	百年の杜推進課
		みんなの森づくり事業(再掲)	農林土木課
		ふるさとの杜再生プロジェクト(再掲)	百年の杜推進課
		企業のみどりの社会的責任(CSR)活動との連携強化(再掲)	百年の杜推進課
		市民参加による公園管理運営(再掲)	公園課
		(公財) 仙台市公園緑地協会との連携(再掲)	百年の杜推進課
	2)杜の都のみどりの魅	全国都市緑化仙台フェアの開催(再掲)	百年の杜推進課
	力発信	各種行事の開催	百年の杜推進課
		わがまち緑の名所100選の改訂	百年の杜推進課
		みどりの情報提供(再掲)	百年の杜推進課
		みどりの通信誌(百杜通信)の発行(再掲)	百年の杜推進課
		花と緑のおゆずり情報バンクの運営(再掲)	百年の杜推進課
		ホームページの運用	百年の杜推進課
		都市公園ガイドブックの作成	公園課
		公園の施設情報の発信	公園課
		みどりの顕彰制度の運用(再掲)	百年の杜推進課
		みどりのコンクール開催	百年の杜推進課
		街路樹コンテスト(絵画・写真等)の実施	百年の杜推進課
		街路樹マップの改定 みどりに とる防災音楽の美な・政教	百年の杜推進課 公園課
	I	みどりによる防災意識の普及・啓発	乙国誄

## 3 区ごとの主な事業・取組み

## (1)青葉区

#### 1) 主な事業・取組み

## ○公園に関する事業・取組み

青葉山公園整備事業,西公園再整備事業,勾当台公園再整備事業,肴町公園再整備事業,(仮称) 米ケ袋一丁目公園(魯迅記念広場)整備事業,評定河原公園再整備事業,斉勝沼緑地整備事業, 交通公園等機能特化型公園整備事業,都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進,公園 を活用した東北の魅力発信事業,水の森公園の管理・利活用,土地区画整理地区の公園整備事業

定禅寺通緑地魅力アップ事業,定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討事業,街路 樹のある公共空間の活用(まち再生・まち育て活動支援事業,ストック活用型都市再生推進事業, まちなかウォーカブル推進事業),仙台都心部緑化重点地区の運用,緑化重点地区内の街路樹充実 事業,花の修景事業,仙台おもてなし花壇

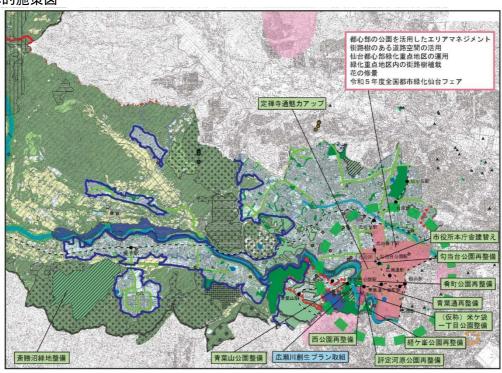
#### 〇緑地保全事業・取組み

保存樹木・樹林の保全と活用

○道路等のみどりに関する事業・取組み

#### ○その他

令和5年度全国都市緑化仙台フェアの開催,仙台市役所本庁舎の建替え,広瀬川創生プラン取 組事業の推進



## (2)宮城野区

## 1) 主な事業・取組み

#### ○公園に関する事業・取組み

高砂中央公園整備事業,与兵衛沼公園整備事業,(仮称)岩切緑地整備事業,蒲生北部2号公園整備事業,鶴ケ谷中央公園再整備事業,榴岡公園改修事業,榴岡公園の民間事業者による新しい公園サービスの提供,土地区画整理地区の公園整備事業

## ○道路等のみどりに関する事業・取組み

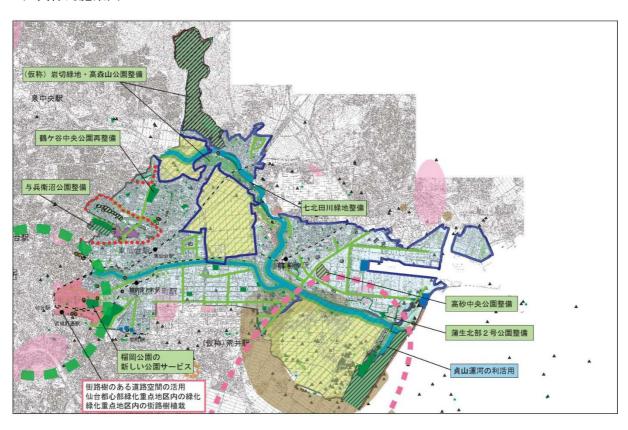
街路樹のある公共空間の活用(まち再生・まち育て活動支援事業,ストック活用型都市再生推進事業,まちなかウォーカブル推進事業),仙台都心部緑化重点地区内の緑化の推進,緑化重点地区内の街路樹充実事業

### 〇緑地保全事業・取組み

保存樹木・樹林の保全と活用

#### 〇その他

令和5年度全国都市緑化仙台フェアの開催, 貞山運河の利活用事業



## (3)若林区

## 1) 主な事業・取組み

## ○公園に関する事業・取組み

海岸公園整備事業,土地区画整理地区の公園整備事業,交通公園等機能特化型公園整備事業, 荒井東1号公園の民間事業者による管理運営

## ○道路等の緑化に関する事業・取組み

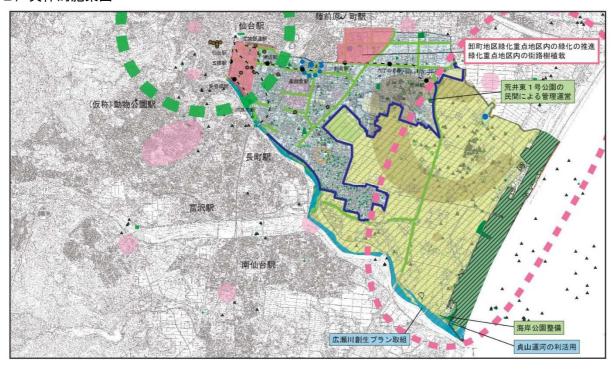
卸町地区緑化重点地区内の緑化の推進、緑化重点地区内の街路樹充実事業

## ○緑地保全事業・取組み

保存樹木・樹林の保全と活用

#### 〇その他

令和5年度全国都市緑化仙台フェアの開催,広瀬川創生プラン取組事業の推進,貞山運河の利活用事業



## (4)太白区

## 1) 主な事業・取組み

## ○公園に関する事業・取組み

大年寺山公園整備事業, 八木山動物公園再整備事業, 土地区画整理地区の公園整備事業, 杜の 広場公園利活用

## ○道路等のみどりに関する事業・取組み

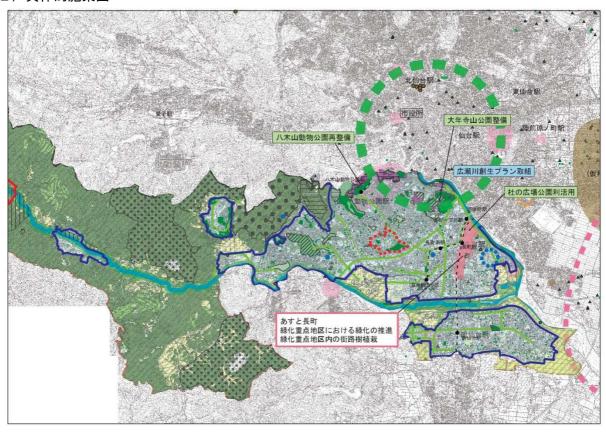
あすと長町緑化重点地区内の緑化の推進,緑化重点地区内の街路樹充実事業

## ○緑地保全事業・取組み

保存樹木・樹林の保全と活用

## ○その他

令和5年度全国都市緑化仙台フェアの開催, 広瀬川創生プラン取組事業の推進,



## (5)泉区

## 1) 主な事業・取組み

## ○公園に関する事業・取組み

七北田公園改修事業,仙台スタジアム改修事業,将監ふれあい公園再整備事業,土地区画整理 地区の公園整備事業

## ○道路等のみどりに関する事業・取組み

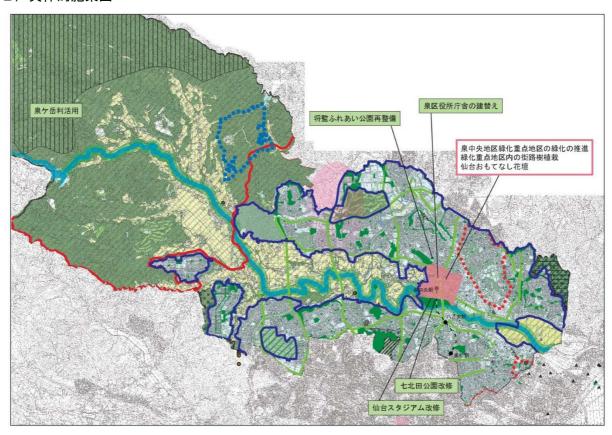
泉中央緑化重点地区内の緑化の推進、緑化重点地区内の街路樹充実事業、仙台おもてなし花壇

## ○緑地保全事業・取組み

保存樹木・樹林の保全と活用

## 〇その他

令和5年度全国都市緑化仙台フェアの開催,泉区役所庁舎の建替え,泉ケ岳利活用



第3章 グリーンインフラの推進に係る関連事業の進め方

第2章までは本計画における市域全体のみどりの保全・創出・利活用などに関する基本的な方針等を示していますが、本章では「グリーンインフラの推進に係る関連事業の進め方」として、都市緑地法第4条に基づき緑の基本計画に定めることができるとされている「緑地の保全」及び「緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理」等に関すること、また、「杜の都・仙台」の象徴的なみどりである「街路樹の整備及び管理」等に関することについて、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

## 【本章の掲載内容】

- 1 緑地保全に関すること
- (1) 緑地保全制度の運用
- 2 都市緑化に関すること
- (1) 緑化重点地区の運用
- (2) 市街地等における建築物等の質の高い緑化の推進
- 3 都市公園に関すること
- (1)「公園マネジメント」の推進
- 4 街路樹に関すること
- (1) 「街路樹マネジメント」の推進

#### 第3章 グリーンインフラの推進に係る関連事業の進め方

#### 1 緑地保全に関すること

### (1) 緑地保全制度の運用

緑地の保全については、都市緑地法第4条において、「緑地の保全及び緑化の目標」並びに「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を緑の基本計画に定めることとしており、本市では特別緑地保全地区や保存緑地などの地域性緑地の指定や、保存樹木等の指定など様々な制度を運用して緑地の保全を図ってきました。今後はこれまで指定した緑地や樹木について良好な保全を継続していくとともに、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地についても保全の検討を進めます。

#### 1) 都市緑地法に基づく緑地保全制度

- ①特別緑地保全地区(都市緑地法第12条)
  - i) 概要:都市計画区域内の緑地について,建築行為などの一定の行為の制限などにより,その良好な自然環境を現状凍結的に保全し,もって良好な都市環境の形成を図る制度。行為については許可制。
  - ii)本市の指定状況:令和2年4月1日現在4箇所97.2ha(蕃山,枡江,燕沢 三丁目,郷六)

#### iii) 運用方針

- ○指定について
- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討します。
- ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区への移行を目指します。
- ・特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れを行った保存緑地について は、順次特別緑地保全地区への移行を進めます。
- ○施設の整備について
- ・基本的には現状の保全を優先し、樹木の伐採や造成が伴う施設の整備は極力 行わないこととし、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理と、立ち入り防止 柵や土留めの設置など管理上必要な施設の整備により、良好な保全に努めま す。

・都市における良好な自然環境として保全を主としながら、樹林を活用した森 林浴や散策、自然観察や環境教育などに利活用できるように必要な範囲で園 路やベンチ等の整備を行います。

#### ○土地の買入れについて

- ・土地所有者による緑地の管理を前提としながら、保全のため必要があるときは、特別緑地保全地区に指定していない土地について、特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れによる公有地化を進めます。
- ・特別緑地保全地区に指定した土地について、当該土地の買入れの申し出があった場合は、都市緑地法の規定に基づき、土地の買入れによる公有地化を進めます。

#### ○買入れた土地の管理について

- ・各々の樹林地の特性に応じ、保全と利活用の両面を踏まえた管理方針を適宜 定めることとします。
- ・生物の生息・生育空間の確保に加え、緑地が持つ雨水の保水・浸透や急斜面 地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させることで気象災 害の低減化を図るため、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行います。
- ・地域団体や市民活動団体,事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて,継続的な保全を図ります。

#### ②緑地保全地域(都市緑地法第5条)

- i)概要:里地・里山など都市近郊の比較的広域的な見地から保全の必要がある 緑地について、届出・命令制により、一定の土地利用との調和を図り ながら緑地を保全する制度
- ii) 本市の指定状況:指定実績なし(本市だけでなく全国的にも実績なし)

#### iii)運用方針

### ○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、里地・里山など都市計画区域又は準都市計画区域内で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定を検討します。
- ・指定に当たっては、土地所有者の協力を得ながら効果的に緑地の保全を図る ために他の緑地保全制度と比較検討を行います。

#### ○指定した土地の保全について

・緑地保全地域を定めた場合は、当該地域内の緑地の保全に関する緑地保全計画を定めます。計画には、行為の規制又は措置の基準を定めるほか、保全に必要な施設の整備、管理協定に基づく緑地の管理、市民緑地契約に基づく緑地の管理を適宜定めることとします。

#### ③保全配慮地区(都市緑地法第4条)

- i)概要:都市緑地法第4条において緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を保全配慮地区として位置付け、法律や条例に基づく地域性緑地や施設緑地に該当しないまとまった樹林地について今後保全を図るための有効な手段とします。
- ii) 本市の指定実績:保全配慮地区の指定実績はないが、保全配慮地区候補地と して5地区設定(洞雲寺地区、鶴ヶ谷地区、川内地区、安 養寺地区、三神峯地区)

#### iii) 運用方針

#### ○保全配慮地区候補地の再評価

前緑の基本計画において、保全配慮地区の概ねの位置を候補地として5地 区設定していましたが、これらについて自然条件や社会的・経済的状況の変 化が見られることから再評価を行います。

#### ○新規指定地の検討

保全配慮地区の設定に当たっては、自然生態系の保全、風致・景観の保全、都市防災機能の向上、市民の自然とのふれあいの場の提供などの社会的・経済的な観点から、樹林地の総合的な評価を行い、概ねの位置を候補地として設定します。保全配慮地区候補地とした箇所については、より詳細な調査を行った上で、市民や事業者との協働のもと、特別緑地保全地区、緑地保全地域、保存緑地、緑地協定による保全や、市民緑地制度など法律や条例の制度による緑地保全施策を講じることとします。

#### ④市民緑地(都市緑地法第55条,第60条)

i)概要:民有地における緑の創出と保全を推進するため、土地又は人工地盤、 建築物などの所有者が自らの土地などを市民が利用できる緑地や緑化 施設として提供することを支援・促進する制度。本制度には、都市計 画区域又は準都市計画区域において、土地所有者と地方公共団体など が契約を締結して市民緑地を設置管理する制度(市民緑地契約制度) と、緑化地域又は緑化重点地区において、民間主体が作成し、認定を 受けた計画に基づき市民緑地を設置管理する制度(市民緑地認定制 度)があります。

#### ii) 本市の指定実績:

- · 市民緑地契約制度 令和2年4月1日現在1箇所(卸町二丁目市民緑地)
- ・市民緑地認定制度 実績なし

#### iii) 運用方針

- ・市街地における民有地の緑化や残された樹林地の保全を図り、又は都市公園が不足している地域において緑地やオープンスペースの確保などを図る有効な手段の一つとして、事業者や個人が所有する土地、使い道が失われた空き地などの民有地を有効活用し、市民の活動の場となる緑地空間を創出する市民緑地制度の活用を図ります。
- ・本制度により設置した市民緑地については,適切な管理が図られるよう必要な 支援を行います。

#### ⑤緑地協定(都市緑地法第45条,第54条)

- i) 概要:都市計画区域又は準都市計画区域のおける相当規模の一段の土地又は 道路,河川などに隣接する相当の区間にわたる土地について,市街地 の良好な環境を確保するため,土地所有者など全員の合意により,当 該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制 度
- ii) 本市の指定実績: 令和2年4月1日現在23箇所 190.55ha

#### iii) 運用方針

- ・本制度は、杜の都にふさわしい緑豊かな街並みを市民の自主的な取組みにより形成する有効な手段であることから、新規の住宅街区整備事業があった場合に緑地協定の締結を行うことができるよう事業者などへの周知や普及啓発を行います。
- ・本制度により緑地協定を締結した地区については、認可した緑地協定の内容 に沿った緑地の保全又は緑化が図られるよう必要な支援を行います。

## 2) 都市計画法に基づく緑地保全制度

- ①風致地区(都市計画法第8条)
  - i) 概要:都市計画法に基づき,都市の風致(自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観)を維持するため定める地区制度。
  - ii) 本市の指定実績: 令和2年4月1日現在8箇所 270.9ha (大年寺,八木山,愛 岩山,靈屋,大崎八幡,北山,台ノ原,安養寺)

#### iii) 運用方針

#### ○制度の運用

本制度においては、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の 伐採等の行為を、仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例により 許可制とすることで緑地の保全を図っており、引き続き本制度の運用により良 好な緑地の保全を継続していきます。

#### ○保全の担保性の向上

本制度においては、政令や条例で定める許可基準(建築物の高さ・建ペい率、植栽面積、切土・盛土の高さ等)に適合する一定の開発行為等は許容しているため、そうした土地利用との調和を図りながら、特別緑地保全地区等の他の緑地保全制度の活用により保全の担保性を高める方策について検討を進めます。

### 3) 杜の都の環境つくる条例に基づく緑地等保全制度

- ①保存緑地(杜の都の環境をつくる条例第11条)
  - i)概要:市街化区域内の民有地を主体に、樹林地、水辺地、社寺林など緑の骨格となる良好な緑地について、土地所有者の理解と協力のもと、建築行為などの一定の行為を制限することで、緑地の保全を図る制度。行為については届出制。
  - ii) 本市の指定状況: 令和2年4月1日現在 40箇所 643.34ha
  - iii) 運用方針
    - ・これまで指定した保存緑地について、自然条件や社会条件の観点から評価した 樹林地カルテの作成により現況を把握し、継続的な保全を図ります。
    - ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、法律の制度である特別緑地保全地区(都市緑地法)や都市公園(都市公園法)への移行を目指します。
    - ・指定から 40 数年が経過し、土地所有者の高齢化や相続等社会的な変化が想定される中、土地所有者による管理を前提としながら、継続した保全のため必要があるときは、土地の買入れや寄附受入による公有地化を行います。
    - ・生物の生息・生育空間の確保に加え、緑地が持つ雨水の保水・浸透や急斜面地 の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させることで気象災害の 低減化を図るため、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行います。
    - ・地域団体や市民活動団体,事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組 みを通じて、継続的な保全を図ります。
    - ・市街地に近い里山や市街化区域で担保性のない比較的大規模な樹林地について、保全を図るため、保存緑地などの地域性緑地の指定を検討します。

#### ②保存樹木・保存樹林(杜の都の環境をつくる条例第19条)

- i) 概要:地域の美観風致を維持するため、樹木又は樹木の集団(樹林)の保存に 関し必要な事項を定め、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するた めの制度
- ii)本市の指定状況:令和2年4月1日現在 保存樹木 173件 178本 保存樹林 17件

#### iii)運用方針

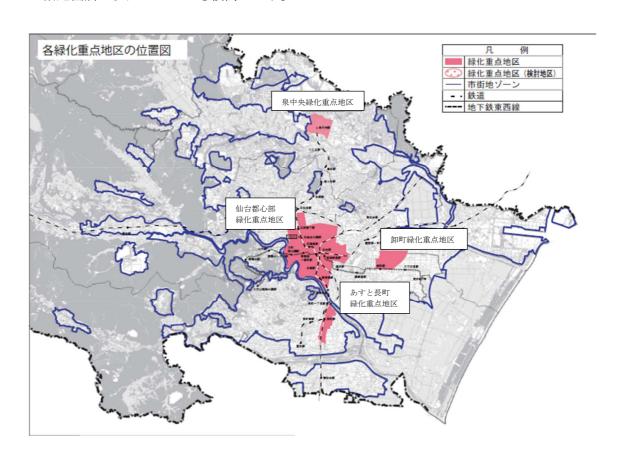
・本制度では市民の協力のもと、地域の美観風致を代表する居久根等の屋敷林や 社寺林、由緒ある名木、永い歴史を生きてきた古木を保全しており、今後も所 有者への支援を継続しながら保全を図ります。

- ・歴史を刻む名木・古木や屋敷林・社寺林は、杜の都にふさわしい貴重なみどりであることから、歴史的な由来を持つ都市公園や彫刻などの文化的資源と連携した活用策について検討します。
- ・仙台を象徴し市民の誇りとなるみどりを「新わがまち緑の名所百選(仮称)」 として市民協働により選出し、広く市民に紹介するとともに「杜の都・仙台」 の魅力として内外に発信します。

## 2 都市緑化に関すること

## (1) 緑化重点地区の運用

緑化重点地区については、都市緑地法第4条において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」を緑の基本計画に定めることとしており、本市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」、平成27年12月に「卸町」、令和2年3月に「泉中央」を緑化重点地区に指定しています。本市の緑化重点地区では、地区ごとの計画に基づく緑化の推進のほか、緑化助成制度などにより、重点的な緑化の推進を図ってきました。今後はこれまで指定した4地区についてさらに緑化の推進を図るとともに、指定効果を見据えながら指定箇所の拡大についても検討します。



#### 1) 緑化重点地区共通の緑化の方針

#### ①みどりのネットワーク形成

地区内及び周囲の公園緑地,まとまった緑を有する公共施設等をみどりの拠点とし、地区内の街路樹をみどりの軸と捉え、まちとみどりを結ぶみどりのネットワークを形成します。また民有地においては、みどりのネットワークを拡充するため、 道路空間との連続性のある緑化を推進します。

### ②都市型グリーンインフラの積極的導入

地区内では特に都市機能が集積していることから、暑熱緩和や雨水流出抑制等の 防災環境機能や、まちで過ごす人のための回遊性・滞留機能を高める都市型グリーン インフラの積極的な導入を図ります。

- i) グリーンインフラを推進する助成制度の検討及び運用 グリーンインフラを推進するための助成制度を新たに検討し、運用することで 民有地での屋上緑化や雨庭など都市型グリーンインフラ導入を推進します。
- ii) 公共施設へのグリーンインフラ導入

公共施設の建替え等に際してはグリーンインフラを導入し、民間施設のモデル となる緑化を図ります。また都市公園でのグリーンインフラ導入も図ります。

#### iii) 国の補助事業の活用

グリーンインフラ都市構築支援事業や市民緑地認定制度等の国による事業の活 用を促し、多様な機能を発揮する緑のオープンスペースの創出を推進します。

## 2) 地区ごとの方針

#### ①仙台都心部緑化重点地区(平成 18 年 3 月指定)

この地区は、本計画の重点プロジェクトである「都心部みどりの回廊づくり事業」の対象区域でもあり、また「杜の都・仙台」の玄関口であることも踏まえ、杜の都のシンボルエリアを形成するため、様々な施策を展開します。また、多くの建築物が更新時期を迎えていることを都市緑化推進の契機と捉え、建替え等に際して質の高い緑化を推進します。

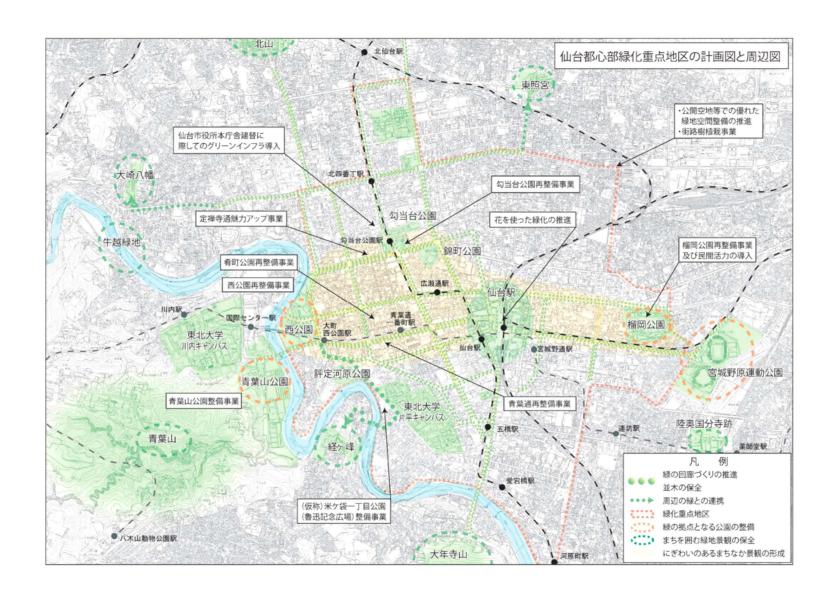
#### i) 地区の特性

- ・本市の商業、業務、、行政の中心となっている地区であり、青葉通、定禅寺通、広瀬川、西公園、勾当台公園、榴岡公園など、仙台を代表するみどりが分布しています。地区内の緑被率は 14.2%(令和元年度)であり、街路樹の生育や敷地内の緑化などにより、平成 20 年度より比較して 2.5%向上しています。また榴岡公園などの大きな公園はありますが、街区公園などの身近な公園が不足している地域もあります。
- ・都心部のみどりの回廊の主要な〇路線について、人の目線で見える緑の量として緑 視率を計測していますが、緑視率の平均は % (令和2年度調査)となっており、平 成20年度より比較して %向上しています。青葉通と定禅寺通は、みどりが豊かで ある一方、国道48号線など、比較的みどりの少ない道路もあります。

## ii )緑化計画の方針

#### 緑化計画の方針:みどりによる「杜の都・仙台」のシンボルエリア形成

- ・みどりのネットワークを形成する主要路線を中心に、街路樹の適切な管理・整備を 行うとともに、沿道の民有地での中・高木による接道部線化を推進することで、み どりの軸を充実させます。
- ・みどりの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの場や、飲食店や公共 的な様々なイベントなどの都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。
- ・市役所本庁舎の建替えに際しては,グリーンインフラの導入等により豊かで機能的 な緑化をします。
- ・公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。
- ・都市再生特別地区や総合設計制度等において、緑の多機能性を生かした質の高い緑 化を誘導します。また、市民緑地認定制度の活用促進により、市民が憩うことので きる新たな緑のオープンスペースの創出を図ります。
- ・広瀬川の清流を守る条例に基づき,市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図る とともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。



### ②あすと長町緑化重点地区(平成20年3月指定)

この地区は、仙台都市圏南部の広域拠点の形成を目指した土地区画整理事業による 都市基盤整備が完了し、都市機能の集積が進んでいる地区です。緑豊かで魅力ある街 並みの形成のため、条例に基づき定められた「地区計画」と連携して、緑化を推進し ます。

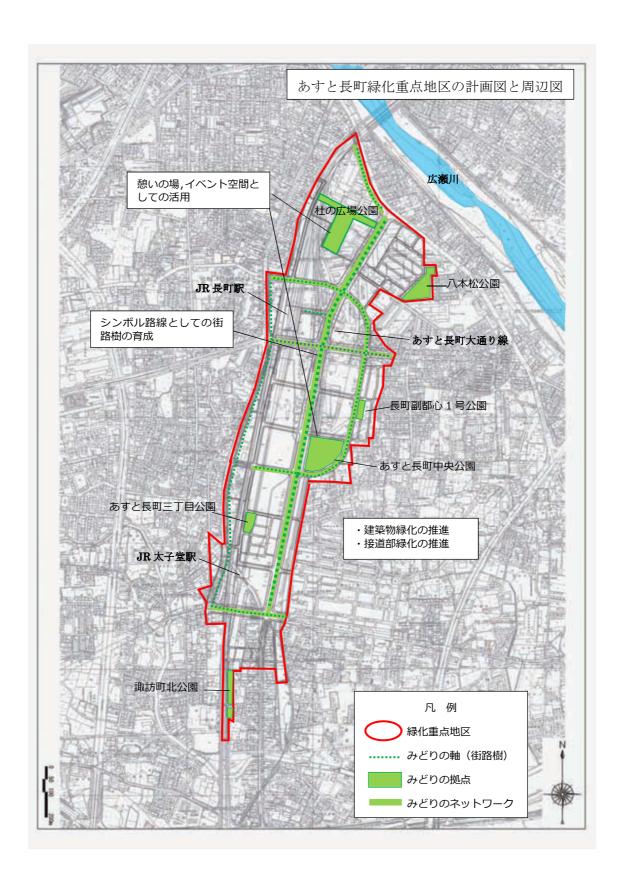
#### i) 地区の特性

- ・都市基盤整備が完了し、市立病院や大型商業施設により都市機能の集積が進んでいますが、地区内の緑被率は9.8%(令和元年度)と低くなっています。
- ・商業,近隣商業地域については,都市緑地法に基づく地区計画等緑化率条例により,敷地内の緑化率の最低限度を定めた地区もあり,緑化の推進に対する意識が高い地区です。

#### ii )緑化計画の方針

## 緑化計画の方針:人の集いと回遊を促すみどりによる賑わう広域拠点づくり

- ・みどりの拠点となるあすと長町中央公園や杜の広場などのオープンスペースを憩い の場やイベント空間として活用します。
- ・地区のシンボルロードである「あすと長町大通り線」を中心に、オープンスペース をつなぐみどりのネットワークを形成します。
- ・民有地においては、地区計画等緑化率条例による10%の緑化率の確保に加え、建築物等緑化ガイドラインによる質の高い緑化の推奨をすることで、質・量ともに優れた緑化を推進します。



## ③卸町緑化重点地区(平成27年12月指定)

この地区は卸売業を基幹としていますが、地下鉄東西線の開通を契機に多様な都市機能が複合した新たなまちづくりが進められており、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出が必要となります。地区で定めた「みんなでつくるまちづくりルール(地区計画)」等と連携して、緑化を推進します。

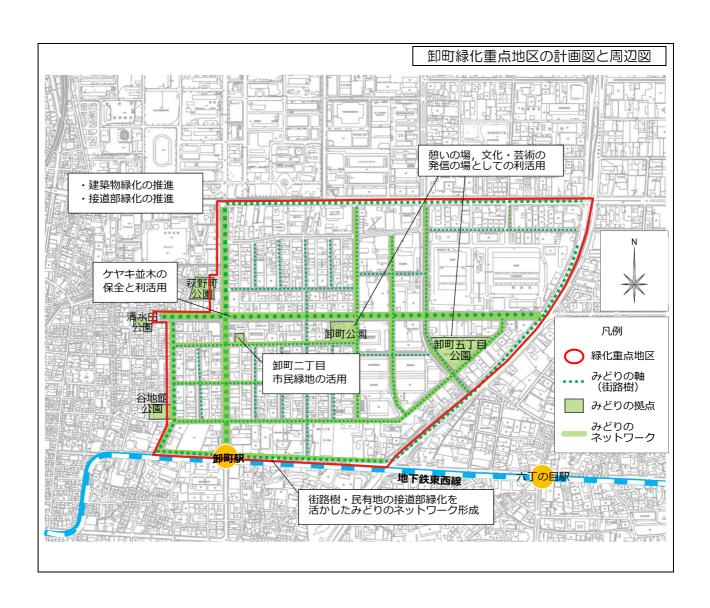
#### i) 地区の特性

- ・本地区は、高度な産業活動拠点としての機能に加え、演劇や音楽などの文化、レクリエーション機能の立地や居住機能の充実など複合的な機能集積を図る地区ですが、 卸町大通りや東の杜大通りのケヤキ並木といった地区内の街路樹や公園、市民緑地の他にまとまったみどりがほとんど認められず、地区内の緑被率は11.5%(令和元年度)と低くなっています。
- ・本市で初めて市民緑地契約を締結した卸町二丁目緑地があり、また地区計画を定め ケヤキ並木を活かした潤いのある魅力的な景観形成に取り組むなど、みどりを意識し た、市民自らの手によるまちづくりへの意識が高い地区です。

#### ii )緑化計画の方針

## 緑化計画の方針:卸・住・文化・芸術を彩るみどりあふれる卸町地区

- ケヤキ並木の保全を図るとともに、シンボル路線として適切な維持管理をします。
- ・卸町大通りや東の杜大通りを主軸として、卸町駅から公園や緑地をつなぐみどりのネットワークを形成し、民有地の接道部緑化によりこれを補完することで、地区全体に賑わいと彩りのあるみどりを創出します。
- ・卸町公園や卸町五丁目公園などにおいて、地区の憩いの場や地域活動、また文化・ 芸術活動の発信拠点など、多様な生活や活動の場として活用します。
- ・卸町二丁目市民緑地を地区の財産として次世代に継承すると共に,地区のイベント や文化・芸術活動の拠点として活用します。



## ④泉中央緑化重点地区(令和2年3月指定)

この地区は、仙台都市圏北部の広域拠点となる地区であり、商業・業務施設により都市機能が集積しています。今後、地区内の低未利用地等への新たな都市機能の集積が見込まれることや、土地区画整理事業の開始から40年が経過し、建物の更新時期に入ってくることから、さらなる賑わい創出を図るとともに、回遊性あるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出をします。

#### i) 地区の特性

- ・本地区は広域拠点として今後も都市機能の集積が進む地区ですが、まとまったみどりは泉中央公園と泉区役所以外には認められず、地区内の緑被率は13.4%(令和元年度)となっています。
- ・泉中央駅ペデストリアンデッキを中心とした花壇整備により駅周辺に彩りを与えている他,地区内及び地区周辺において様々な主体による花の植栽活動が盛んであり, 緑化の推進に対する意識が高い地区です。
- ・地区の南部には七北田川沿いに総合公園の七北田公園が整備されており、仙台スタジアムや広大な芝生広場、大型遊具などのレクリエーション施設が設けられ、多くの方に利用されています。北部には地域住民に親しまれる将監風致公園と七北田愛宕公園がまとまったみどりを有するなど、地区の周辺は豊かな自然環境に恵まれています。

#### ii )緑化計画の方針

## 緑化計画の方針:地域の交流を深めるみどりのしかけづくり

- ・街路樹や公園などのみどりを適切に維持管理するとともに、必要に応じて街路樹の更新を図ることで市街地と七北田川とを結ぶ緑と水のネットワーク形成を図ります。
- ・緑と水のネットワークを拡充するみどりの拠点として、総合設計制度や市民緑地認定制度等を活用した、民有地での新たなみどりのオープンスペースの創出を推進します。
- ・建築物の緑化や、泉区役所をはじめとした建築物の建替えに合わせた透水性舗装や雨 庭の設置等のグリーンインフラ導入を進め、快適な都市環境の形成を図ります。
- ・駅前空間を中心として,官民連携による花壇整備を進める他,接道部の緑化を推進することで,歩いて楽しい歩行空間の形成を目指します。



## (2) 市街地等における建築物等の緑化の推進

仙台市基本計画の理念である"The Greenest City" SENDAI の実現へ向け、建築物等の緑化については杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画認定制度の運用による緑化面積の確保に加え、今後は緑化の質に着目し、次のように「質の高い緑化」を推進します。

#### 1) 建築物等緑化ガイドラインによる推奨

建築物等緑化ガイドラインを策定し、質の高い緑化の具体的な手法等を示すことで、緑化計画認定制度の運用に際して質の高い緑化を推奨します。

#### 2) 緑化計画認定制度の見直しの検討

緑化計画認定制度において、緑化の質に関する基準や緑化面積算定方法等の見直 しを検討し、質の高い緑化への誘導を図ります。

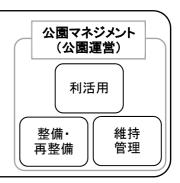
## 3)緑化の質の高さの評価

都市再生特別地区や総合設計制度,大規模小売店舗立地法等に係る案件の緑化計画について,質の高い緑化を誘導します。

- 3 都市公園に関すること
- (1)「公園マネジメント」の推進

### <公園マネジメントの定義>

公園を都市経営の重要な資源の一つとして捉え,長期的 観点に立った計画的な整備・管理を行うことで,その価 値を維持向上させるとともに,公園が持つ多様な機能を より有効に活用することで,都市の魅力を向上させる公 園運営活動を推進する



## <公園マネジメントの目的>

- ・公園の有効活用により、都市の魅力を向上させること
- ・公園の適切な整備・管理により、公園の価値を維持向上させること

公園マネジメントを推進するため、基本的な考え方を次のとおり設定し、具体的な取組 みを展開していきます。

考え方1 都市のにぎわい創出〜仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり〜 〈主な対象公園:中心部や地下鉄沿線の公園,総合公園・広域公園等〉

- ・まちの中心部や地下鉄沿線において、多様なイベント開催や公園資源の活用等により、 仙台文化の発信やまちのにぎわいを創出する公園づくりを行います。
- ・仙台の歴史や文化及び青葉山や広瀬川などの自然を生かし、観光拠点ともなる公園づく りを行います。
- ・多様なパートナーとの連携を進め、新たな価値を創造する公園運営管理を行います。

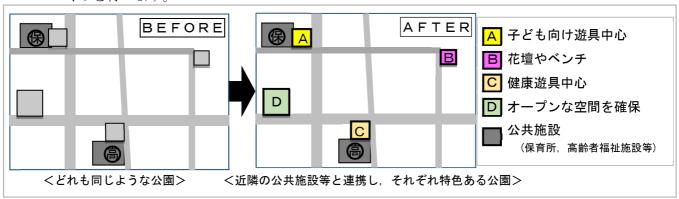
考え方2 地域コミュニティの醸成〜地域の交流を育むみんなの公園づくり〜 〈主な対象公園:街区公園,近隣公園,地区公園,河川公園等〉

- ・子育て世代,高齢者,若者などの多様な市民ニーズを捉え,身近な公園となる街区公園 においては、地域の顔となるような、特色を生かした公園づくり\*\*を行います。
- ・規模の大きな公園においては、機能を集積し、多様な利用ができる公園づくりを行います。
- ・多様なパートナーとの連携を図り、地域ごとの柔軟な公園運営管理を行います。

## ※地域の特色ある公園づくりのイメージ

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います。 (次ページ「複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方」参照)

また,公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園 づくりを行います。



機能分担による整備のイメージ図

#### 複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

#### ○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

街区公園が有する機能と広さの目安			
機能種類	防災·環境·景観· 休養機能等	子育て・健康づくり・コミュニティ形成・地域の防 災拠点機能等	運動・にぎわい 創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 ㎡以上	0	0	0
中規模の街区公園 概ね 1,000 ㎡~ 2,500 ㎡	0	0	_
小規模の街区公園 概ね 1,000 ㎡未満	0	△ ※一部の機能を確保	_

#### ○検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し, 互いに誘致圏が重なって存在する場合に, 機能分担を検討することとします。

#### ○機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の 街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の 公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

#### ○事業の進め方

- ·今後,対象地域を選定し,機能分担に係る事業計画を策定した上で,順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当っては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針 を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ·整備完了後には,機能分担による再整備効果を測定·評価し,随時事業手法の見直しを行います。

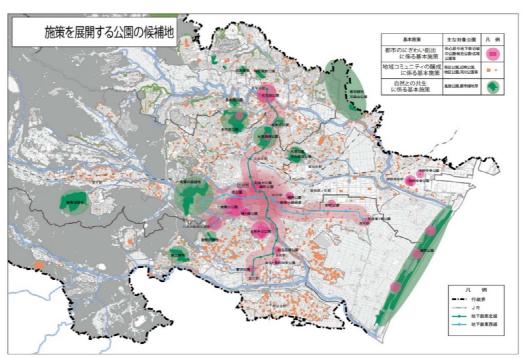
# 考え方3 自然との共生~まちと自然をつなげる身近な杜づくり~

〈主な対象公園:風致公園,都市緑地等〉

- ・都市部の緑地のネットワークや地域生態系に配慮した緑地管理を行い,生物多様性の保 全に努めます。
- ・緑地が市街地に隣接するという立地特性を生かし、自然を学び・遊ぶ公園づくりを行います。
- ・市民活動団体や民間事業者など、様々な団体との連携を強化し、多くの市民が参加できる緑地の保全と利活用を進めます。

# **考え方4** 施設マネジメントの推進~誰もが安全に安心して利用できる公園づくり 〈対象公園:全公園〉

- ・公園施設総合改修計画に基づく施設マネジメントを行うことにより,持続可能な公園経営に取り組みます。
- ・公平な公園サービスの提供や、防災の観点から、公園空白地の解消に向けた取組みを進めます。
- ・誰もが安心して公園が利用できるよう、公園施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデ ザインの導入を進めます。
- ・公園緑地の整備を通じ、みどりの有する多様な機能を引き出し、効果的・効率的なグリーンインフラの取組の推進とあわせ、付加価値の高い公園づくりを進めます。
- ・市民,市民活動団体,民間事業者など,みんなが公園づくりに関わる機会を創出し,みんなが愛着を持てる公園づくりを行います。



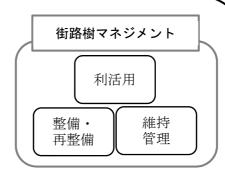
図―〇〇:施策を展開する公園の候補地

#### 4 街路樹に関すること

# (1)「街路樹マネジメント」の推進

# **<街路樹マネジメントの定義>**

街路樹の適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効活用することで、都市の魅力を向上させる活動。



市民,市民活動団体,事業者,行政が一体となり,街路樹の適正な維持管理を行いながら,街路樹が持つ多様な機能を有効に恬用することで,市民が街路樹に愛着を深め,本市に住んでいることを誇りと思えるように,また,来訪者にとっては何度でも訪れたくなるような都市であるよう,街路樹による「杜の都」の魅が向上を推進します。

# 〈考え方①〉都市資源としての積極的な活用

街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、みどり美しい杜の都の街路樹の魅力を内外に発信する。

# 〈考え方②〉適正な街路樹管理の推進

根上がりによる舗装等の道路施設の破損や根の侵入,落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり,基準不適合箇所の解消を図る安全対策を進めるとともに,これらの予防に資する新技術の導入やこれまで蓄積されたデータの活用等により,財政制約に対応した質・量ともに適正な街路樹管理を行います。

また,適正な街路樹管理及び都市資源として積極的な利活用を図るために,都心部や住宅地等の地域特性や土壌や道路空間等の植栽環境に応じた 街路樹整備(再整備)を推進します。

- ※1. 安全対策を行う対象路線の具体化, 再整備(整備)はP. ○○のとおり
- ※2. 適正な街路樹管理に係る路線ごとの管理目標はP. 〇〇のとおり

# 〈考え方③〉街路樹管理体制の充実

管理業務の委託方法の見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させます。

# 「街路樹管理による道路空間の安全確保」における 更新・撤去の検討項目と再整備(整備)等の留意事項について

#### ア. 更新・撤去の検討項目

路線ごとの管理状態を踏まえ、以下に該当する場合、更新・撤去等の改修方法を検討します。対象路線の選定及びその路線での改修方法の決定に際しては、地域との調整を十分に図り、優先順位をつけながら進めていきます。

#### <更新を検討する主な項目>

- ①樹木が大径木化し,植栽空間(生育空間)が明らかに狭く,また,歩行空間が確保できない場合
- ②著しい根上がりが発生している場合
- ③樹木の樹勢不良や枯損木,不健全木(樹木医の専門診断による)が相当数ある場合,も しくは今後発生すると予想される場合等

#### <撤去を検討する主な項目>

- ①基準に適合しない場合
  - a.交差点, 横断歩道, 自転車横断帯, 乗入れ施設などの付近で見通しを妨げている場合
  - b.住宅地などで幅員 3.0m未満の歩道に植栽されている場合
  - c.植栽間隔が狭く、間引きをしても周囲の緑量や景観に大きな影響がない場合
- ②信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ等に近接し過ぎている場合
- ③歩道上に複数列植栽がなされ、沿道にある公園や樹林地と生育空間が競合し、撤去しても、緑量や景観に大きな影響がない場合 等
- ※対象樹木は低木,中木,高木とする。また, a,b は「仙台市歩道等設計基準」, c は「仙台市街路樹マニュアル」に拠る。

## イ. 再整備(更新・補植), 整備(新植)の留意事項

再整備あるいは整備について、従来のような緑量の確保に偏重した方法を採ると、将来樹木が成長した際に、再び、現在生じている問題を引き起こしてしまう可能性があります。今後は、道路空間や地域特性などに応じた樹種の選定や、新しい技術や材料の導入などにより樹木の生育に適した植栽環境(伸長する根に対応した防根シートや特殊な基盤、大きさに余裕がある植樹桝、樹冠を拡大させることができる空間など)を整備することで、樹木の良好な成長を促し道路空間の安全を確保するとともに、質の向上を図ることが重要です。

# 「総合的な街路樹管理計画」における路線ごとの管理目標の考え方について

#### 1. 管理目標タイプの設定

並木としての統一美を表現することを基本とし、街路樹の「樹形」と「大きさ」の管理の目標タイプを設定します。

「樹形」では、樹種ごとの特性を考慮した上で、自然樹形で維持するか、人工樹形として管理していくのか決定します。また、管理適正の評価により、現況樹形が大きく乱れている場合は、樹形再生も検討します。

「大きさ」では、空間適正の評価結果をもとに、空間に余裕がある場合は拡大、既に空間に適正な 大きさになっている場合は現状維持、空間に対して大きくなりすぎている場合は縮小とし、目標樹形 の具体的な樹高、枝張り、下枝高を決定します。

なお,同一路線内で大きく成長している個体や若木が補植されてまだ小さい個体等大きさがそれ ぞれ異なっているのが混在している場合は,目標として定めた大きさに,個々の大きさを照らし合わ せ,個体ごとに「拡大」,「現状維持」,「縮小」,「樹形再生」のタイプを設定します。

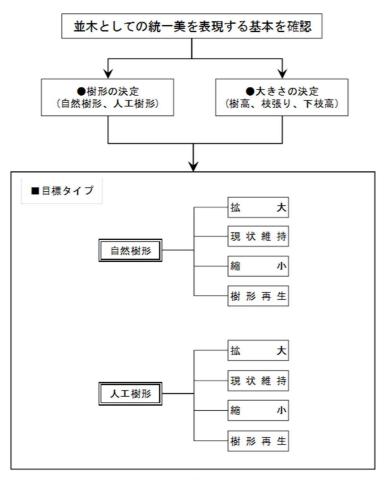


図. 目標像タイプの設定

表.目標タイプ別剪定方針

	目標タイプ	剪定方針及び留意点
	拡大タイプ	<ul> <li>自然樹形を維持しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。</li> <li>「枝抜き剪定」を基本に、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、平行枝、立枝等切除すべき枝を中心に間引く。</li> <li>将来樹形(最終目標)を考慮しながら、早い段階で樹形づくりをはじめることが重要である。それによって、大きくなってから強剪定によって樹形を乱すことを回避する。この場合は、「切り返し剪定」を基本とする。</li> </ul>
自然樹形	現状維持タイプ	<ul> <li>自然樹形で大きさを現状維持していく。</li> <li>「切り返し剪定」を基本に、自然樹形の柔らかさを維持する。</li> <li>適切な切り返し剪定が行われないと自然樹形を維持できないので、切り詰め剪定にならないよう留意する必要がある。</li> </ul>
	縮小タイプ	<ul> <li>自然樹形を維持しながらコンパクトに縮小する。(自然相似形)</li> <li>「切り返し剪定」と「枝おろし剪定」を基本に、樹形を縮小しながら自然樹形を維持する。</li> <li>太枝を剪定する手法をとることになるため、切り口からの腐れの侵入を回避する措置が必要である。(防腐剤の塗布等)</li> </ul>
	樹形再生タイプ	<ul> <li>現状の乱れた樹形を自然樹形に再生する。</li> <li>「切り返し剪定」や「切り詰め剪定」等を組み合わせて、将来の樹形再生過程を考慮しながら比較的大きな剪定を行う。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。)</li> <li>乱れた樹形を"大手術"によって再生し自然樹形を取り戻すために、3~5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。</li> <li>瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用する。</li> </ul>
	拡大タイプ	<ul> <li>「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形に管理しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。</li> <li>樹形づくりの際に、枝葉を伐りすぎて樹形を縮小しすぎないよう留意する。</li> </ul>
,	現状維持タイプ	<ul><li>「切り詰め剪定」を基本に、樹形を現状維持でコントロールする。</li><li>現状維持の剪定を続けていくため、剪定による瘤を生じやすいので、 その回避が必要である。</li></ul>
人工樹形	縮小タイプ	<ul> <li>「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形でコンパクトに縮小する。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。)</li> <li>切り口から翌年小枝が多く発生するので、それを整理する管理を予足しておく必要がある。</li> </ul>
	樹形再生タイプ	<ul> <li>「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形で樹形を再生させる。</li> <li>3~5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。</li> <li>その他は同上。</li> <li>瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用。</li> </ul>

#### (1)管理適正の評価

管理適正の評価は、「並木の管理」と「樹木の管理」の 2 つの視点で行います。並木の管理では、 樹形の同形・同大、枝葉密度の同ボリューム等により、統一美の表現を評価します。樹木の管理では、 樹冠のバランスと形態美、剪定手法の状況について評価します。また、樹種によって、望ましい 剪定手法で管理されているかについても評価します。

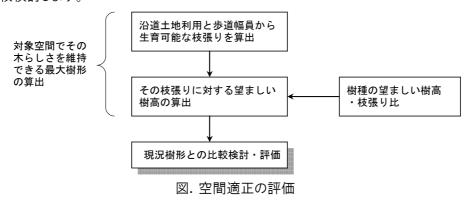
	評価の視点	評価の具体項目
並木	(d. 10.15 + 70.11 7	樹形が統一されているか(同形か)
木   統一性が表現されている   の     管   か   理		樹高, 枝張り, 枝下高が統一されているか(同大か)
		枝葉密度のボリュームは統一されているか
	樹冠のバランスがよく、美	樹種の持つ個性(特徴, らしさ)が発揮されているか
性(形態美)が表現されて   樹 いるか		樹種の持つ個性に応じた剪定手法が取られているか
~	At 1	瘤がないか
	剪定の基本が守られているか	切り残さずに切り返されているか
		頂部優性が意識されているか

表. 管理適性の評価の視点と具体評価項目

P. 29~33 出典:「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書(平成 11 年)」 文章について一部加筆

#### (2)空間適正の評価

空間適正の評価は、環境条件(主に空間条件)と現在の樹木の形状からその木らしさが感じられる樹形を考慮しながら街路樹の納まり具合をみることになります。具体的には、対象空間において、対象樹種がその木らしい樹形(望ましい樹高と枝張りのバランス)を維持できる最大の大きさと現在の大きさを比較検討します。



# 1)沿道土地利用に合わせた生育可能な枝張り値

沿道土地利用の違いによって、クリアランス(樹冠と沿道建築物との間隔)に対する要望 は異なるため、沿道土地利用毎にクリアランスを定め、下図を参考に生育が可能な枝張りを算出 します。

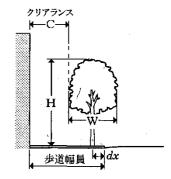
①枝張り 沿道土地利用と歩道幅員からの生育可能な枝張りの算出

算出式: 枝張り=(歩道幅員-dx-C)×2

- dx:路肩から幹中心までの距離
- C: クリアランス(樹冠と道路境界(沿道建築物)との間隔)(表. 「沿道土地利用とクリアランスの関係」参照)

表. 沿道土地利用とクリアランスの関係

沿道土地利用分類	クリアランス	
オープンスペース, 公共施設	C=0m	
ビル街	C=0.5m	
商店街	C=1.5m	
住宅街	C=0.5m	
その他(工場等)	C=0m	



②樹高 生育可能な枝張りに対する望ましい樹高の算出

算出式:樹高=枝張り:枝張り比(表.「樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比」参照)

#### 2)生育可能な枝張りに対する望ましい樹高(最大樹高)

樹種によって樹形はそれぞれ異なるが、樹形タイプ毎の標準的な樹形における枝張りと 樹高の比率から設定された、目安となる望ましい樹高・枝張り比を参考にして、当該路線における 生育可能な最大樹高を算出します。

表. 樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ区分	「東京都街路樹マスタープ ラン検討委員会報告書」 (東京都建設局)	「道路緑化計画·植栽施工·管理技術指針」(建設省九州地方建設局)	望ましい樹高・枝張り比(目 安)
円錐型	イチョウ, メタセコイア	0.2	0.3~0.4
卵円型	プラタナス, ユリノキ, カツラ, アオギリ, クロガネモチ, シラカシ, コブシ, シンジュ, トウカエデ, モミジバフウ, ハクウンボク, ハナミズキ, ヒメシャラ, ヤマモモ	0.4	0.4~0.7
球型	クスノキ, アキニレ. エンジュ, マテバシイ	0.5	0.5~0.7
盃型	ケヤキ,トチノキ, ヤマボウシ, ソメイヨシノ	0.6	0.5~0.7 1.0(ソメイヨシノ)
枝垂れ型	シダレヤナギ		0.7

#### 3)補正

信号,街路灯,電柱,道路標識,監視カメラ,架空線等の有無や地域要望等の特性を考慮し, 1),2)で算出された大きさを適宜補正します。

# (3)シンボル路線の設定

各区中心部などで良好な景観を形成し、地域住民から親しみを持たれているような街路樹がある路線について、「シンボル路線」と位置付け、計画的な更新の実施や樹木剪定の頻度にメリハリをつけて維持管理の質を向上させ、景観の更なる向上や良好な道路空間の創出により利活用の促進などを図ることで、街路樹を通じて地域の魅力向上に取組みます。









写真協力:(公財)仙台市公園緑地協会 (左上,左下,右下)

第4章 計画の推進方策

#### 第4章 計画の推進方策

#### 1 推進体制

# (1) 市民, 市民活動団体, 事業者, 行政の役割の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政が目標を共有化 し、それぞれが所有者、利用者、管理者としての役割を担い、連携し、持続的に取り 組んでいく必要があります。

みどりのまちづくりに関わる各主体の基本的な役割は次のとおりです。

#### ○ 市民の役割

自主的な学習,みどりとのふれあいや活動への積極的な参加。 土地の所有者は、緑地の保全や緑化。

○ 市民活動団体の役割

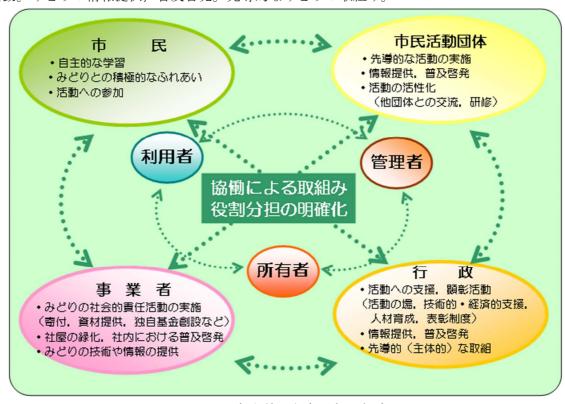
先導的な活動の実施。みどりの情報提供、普及啓発。活動の活性化。

## ○ 事業者の役割

みどりの社会的責任活動の実施。社屋の緑化。社内における普及啓発。みどりの技術や情報の提供。

#### ○ 行政の役割

市民活動団体の活動支援。企業のみどりの社会的責任活動との連携。みどりの顕彰活動。みどりの情報提供、普及啓発。先導的なみどりの取組み。



図―〇〇:各主体の役割分担の概念図

## (2) 第三者機関や市民による評価

本計画に掲げる施策や事業を着実に推進するために、百年の杜推進部をはじめ庁内の 各局・区が率先して施策・事業に取り組んでいくとともに、その実施状況や成果指標の の達成状況について定期的に点検・評価を行い、杜の都の環境をつくる審議会に報告し ます。

また,それらの点検・評価結果についてはホームページなどでも公開し,広く市民と 共有するとともに,定期的にみどりの市民意識調査を実施することにより,評価を行い ます。

# (3) 庁内連携の強化

本計画の掲げる理念を実現していくためには、庁内各局が連携し、共通の意識をもって施策展開を図っていく必要があります。そのため新規に施策を実施する際など、適宜連絡調整会議を開催し、効率的で効果的な施策・事業展開が図れるよう調整します。

#### (4) 関係機関との連携

国有林や県有林、仙台港の港湾緑地や宮城野原公園などの公園緑地、名取川や広瀬川、七北田川など、国・県が管理するみどりは、本市においても貴重なみどりとなっています。また、国の施設や大学、駅などの公共空間も、みどり豊かな空間を形成する上で欠かせないものとなっています。そのため、奥山、里山、市街地、田園、海岸の各エリアにおいて、これ ら国・県、公益企業などの関係機関と十分に連携を図りながら、本計画を推進します。

また, (公財) 仙台市公園緑地協会は,都市公園の管理運営やみどりの普及啓発において,重要な役割を担っています。本協会と連携し,市民ニーズに応じたソフト事業などを展開します。

#### 2 進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の PDCA サイクルを導入します (図一〇〇)。評価は、毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度(令和7年度)には、成果指標として設定する「計画全体の指標」(表一〇〇)及び「5つの基本方針ごとの指標」(表一〇〇)の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査等を実施し、中間見直しを行います。

計画期間は 10 年(令和 12 年度まで) としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、施 策・事業、指標、重点プロジェクトなどを見直すこととします。

# (1) 計画全体の指標

本計画を推進していく中で,全体の目標となる指標

表-〇〇:計画全体の指標

	指標の概要	基準値(R1)	目標値(R12)
指標1*1	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持·向上
	都市計画区域内の	_	_
指標2*′	都市公園等 <sup>**2</sup> の市民一人当たり面積	18.6 m <sup>2</sup>	20 m
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度 <sup>*3</sup>	69.5%	向上
	(「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)		
│ 指標4 │	身近なみどりに対する市民満足度 <sup>※4</sup>	34.7%	向上
	(「みどりの市民意識調査」からの引用)	3 7 7 0	, , ,

#### ※ 1 指標 1, 2 の設定について

指標1,2は前計画では「みどりの量に関する目標」として設定されていたものです。 自然が持つ多様な機能を活用していくためには、ストックの適正な維持管理によるみど りの質の向上に加えて、緑地の保全や公園空白地の解消、街路樹植栽や民有地緑化による ネットワークの維持・形成などにより、引き続きみどりの量の充足等にも取り組んでいく 必要があります。前計画に引き続き、これらの指標を設定することでみどりの量の向上を 図ります。

#### ※2「都市公園等」で対象となるみどり

- ①都市公園
- ②都市公園を除く公共施設で次に掲げる施設

屋外運動場を有する運動施設,墓園,児童遊園,港湾緑地,文化財関係施設,生涯学 習関係施設

# ①指標1について

5年に1度実施する「仙台市緑の分布調査」結果を使用します。

# ②指標2について

年度ごとにその前年度に公告あるいは供用が開始された都市公園及び対象となる公 共施設の数量,人口動態(その年の4月1日時点の住民基本台帳の数値を参照する)を 把握し,算出する。

# ③指標3について

毎年実施する「施策目標に関する市民意識調査」結果(百年の杜づくりを評価する (「評価する」+「どちらかといえば評価する」の合計)市民の割合)を使用します。

# ④指標4について

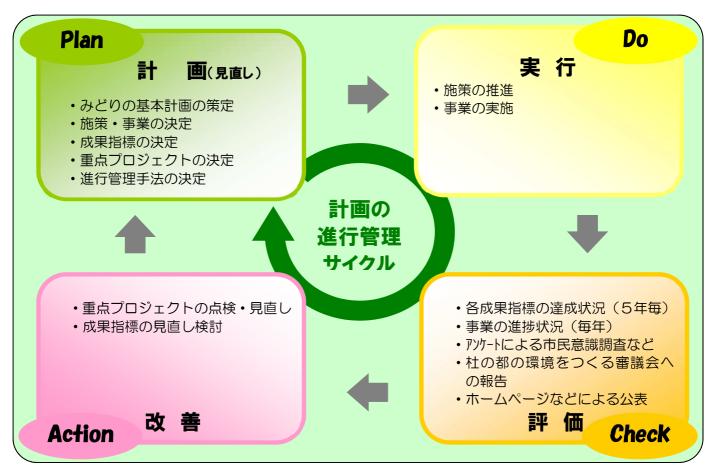
5年に1度実施する「みどりの市民意識調査結果」結果(身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合)を使用します。

# (2) 5つの基本方針ごとの指標

各方針において計画期間内に重点化する事業・取組みに対して,達成状況を確認する ための指標

表一〇〇:5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)	
方針1 (みどりと共生す	公園緑地等における浸透施設導入による 1時間(hr)当たりの雨水流出の抑制量	_	1,500 m³/hr	
るまち)	身近な生きものの認識度(9 種合計)	505.3%/900%	現在より向上	
方針2	新たに民間活力を導入する公園施設数	_	4か所	
(みどりで選ばれ	<b>おいおの①経歴家・②平均経現家</b>	①14.2%	サカトハウト	
るまち)	都心部の①緑被率・②平均緑視率	②31.7%	現在より向上	
方針3	街路樹の再生(更新路線数)	_	10 路線	
(みどりを誇りと	仙台ならではのみどりを活用した(名木・	10 回	10 回以上	
するまち)	古木めぐりなど)イベント開催件数	10 回	10 固以工	
方針4 (みどりとともに 人が育つまち)	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場 所と回答する市民の割合(市民意識調査)	62.6%	現在より向上	
	身近な公園の役割がコミュニティ形成の場 所と回答する市民の割合(市民意識調査)	13.5%	現在より向上	
方針5	公園施設改修件数		延べ 1,200 公園	
(みどりを大切に するまち)	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント 開催件数	6回	6 回以上	



図―〇〇:計画の進行管理サイクルの概念図